

第9回西和賀町議会定例会

令和2年9月9日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第9回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会では、昨年度に続き、9月定例会をリンドウ議会としてJA花巻西和賀花卉生産組合と畠山繁美氏のご協力をいただき、特産リンドウのPRとして議場内にリンドウをはじめとする西和賀の花を飾らせていただいておりますので、お知らせします。

また、今議会におきましても新型コロナウイルス感染症防止対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、深澤重勝君、8番、高橋宏君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りをいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から9月18日までの10日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月18日までの10日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。6月定例会から本定例会までの議会の行動日程につい

ては、印刷をもって配付をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

また、町監査委員より例月出納検査の報告を受理しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第13号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願書の新規1件であります。会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしました。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長・農業委員会事務局長、泉川道浩。6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長　ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長　おはようございます。本日から9月議会定例会でございます。どうぞご審議方、よろしくお願いを申し上げます。

ただいま議長からも報告ありましたが、ただいまこの会場は西和賀町内で生産された花卉類がたくさん生けられ、議場に彩りを添えています。手をかけていただきました関係者皆様に感謝を申し上げます。

それでは、私から行政報告を2件申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。町では、7月29日に県内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、県内での感染症患者が増加していること、また全国的に見ても依然として高いレベルで新規感染者が確認されている状況を踏まえ、8月6日及び9月1日に町民に対し、感染予防対策のご協力のお願いを町長メッセージとして発信しているところであります。

幸い西和賀町内では感染症患者が確認されておりませんが、県内では家庭内感染を含め、本日まで23例の感染症患者が確認されており、感染拡大の危険性が高い状況が続いております。町民一人一人の感染予防に対する理解、取組が非常に重要になってくると考えております。

町といたしましては、県の対応方針を踏まえながら、新しい生活様式の実践など、感染予防対策に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した公共施設等での感染予防対策の徹底、商工事業者、農林業従事者等への支援など、社会経済活動の回復、地域活動の活性化に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。

町民の皆様におかれましては、家庭内での感染が確認されておりますので、家庭内での感染予防を含め、手洗い、消毒、うがいの徹底、マ

スクの着用、3つの密を避ける行動、新しい生活様式の実践など、引き続き感染予防の取組をしっかりと行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスは誰しものが感染し得る病気でありますので、感染症患者やその関係者に対するむやみな偏見、誹謗中傷などは厳に慎み、県が発信する正確な情報に基づき、冷静な行動をお願いいたします。

次に、町立西和賀さわうち病院におけるPCR検査の運用についてであります。県内における新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、かねてより検討を行ってまいりました西和賀さわうち病院でのPCR検査について、その実施体制が整い、9月7日から運用を開始しているところであります。

このことは、町民の皆様の関心も高いものであることから、西和賀さわうち病院でのPCR検査の該当例をお知らせし、円滑な運用につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、西和賀さわうち病院でのPCR検査の実施は、発熱やせきなどの症状が出ている方で、発症前の行動歴などを医師が総合的に判断して、新型コロナウイルス感染症を疑う場合とされております。したがって、無症状の方や感染していないことを証明するための検査などには対応しておりませんので、この点は誤解のないようお願いいたします。

また、逆に症状があっても、入院が必要と思われるような中等症や重症者の方につきましては、西和賀さわうち病院では対応可能な臨床機能を有しておりませんので、圏域内の帰国者・接触者外来等での検査となります。

今後の感染拡大の状況によっては、運用の見直しも必要になるものと思われませんが、まずは立ち上げ段階における運用基準として、町民の皆様にご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、7月27日から28日にかけての大雨に伴う被害状況等についてであります。さきの7月30日の議会臨時会では、7月27日からの降雨により、28日午前2時9分に大雨警報が発表され、その後土砂災害警戒情報、洪水警報が発表され、河川の増水等による災害発生のおそれが高まったことから、川舟地区公民館など3施設を避難所として開設し、沢内地区13行政区に対し避難勧告を発令し、住民の安全確保に努めるとともに、被害状況の調査、把握に努めていることについて報告したところでありますが、この雨による被害状況等についてご報告いたします。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、泉沢、弁天、太田地区においては、住宅7戸の床下浸水の被害を受けております。道路、河川では、土砂崩落による道路通行止めや河川増水による護岸崩落など32件、農業施設では頭首工や水路への土砂流入など24件、林業関係では路面洗掘や路肩崩落による通行止めなどの被害状況となっております。また、農作物については長瀬野地区、前郷地区、鍵飯地区を中心に、冠水等により水稻、ソバ、大豆などの圃場で被害が発生しております。

次に、被災箇所の復旧作業についてであります。軽微な被災箇所については、既に復旧作業を終えているところもありますが、復旧作業に伴い、予算確保が必要な被災箇所については、予備費充用や補正予算対応で予算確保を行い、復旧作業に着手するとともに、国への災害申請なども含め、早期に復旧が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

私から、以上行政報告2件であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 これでは諸報告を終わります。

続いて、日程第4、認定議案の上程を行います。

認定第1号 令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算の認定について、認定第3号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上認定議案9件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました認定第1号 令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

令和元年度一般会計、6特別会計及び2事業会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類等を添えて、議会の認定に付するものであります。

令和元年度の各会計の決算は、病院事業会計、水道事業会計を除いて、形式収支、実質収支ともに黒字決算となっております。病院事業会計、水道事業会計を除く一般会計及び6特別会計の歳入決算額の合計は99億3,197万5,275円、歳出決算額の合計は96億3,447万1,157円となり、差引き残額は2億9,750万4,118円となっております。

また、病院事業会計では、収益的収支における収入総額が9億1,002万244円、支出総額では9億6,135万9,701円で、収入支出差引額は5,133万9,457円の赤字となり、資本的収支では

収入総額、支出総額ともに8,814万6,623円と同額となっております。

次に、水道事業会計では、収益的収支における収入総額が2億1,135万4,478円、支出総額では4億4,361万4,693円で、収入支出差引額は2億3,226万215円の赤字となり、資本的収支では収入総額が3億3,650万680円、支出総額では3億883万8,680円で、収入支出差引額は2,766万2,000円の黒字となっております。

なお、決算の概要については、会計管理者、病院事務長、上下水道課長から説明いたしますので、ご審議の上は原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 会計管理者。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。それでは、認定に付しております認定第1号から認定第7号までは私のほうからご説明を申し上げます。

最初に、各会計の決算状況について説明いたします。決算書309ページを御覧ください。一般会計は、歳入総額が72億1,810万7,208円、歳出総額が69億5,102万4,359円、歳入歳出差引額である形式収支は2億6,708万2,849円の黒字決算となっております。このうち繰越事業により翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額2,350万8,000円、事故繰越繰越額1,605万8,000円、合計3,956万6,000円を除いた実質収支額は2億2,751万6,849円となっております。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が6億2,276万5,795円、歳出総額が6億1,080万9,077円で、1,195万6,718円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が8,944万8,409円、歳出総額が8,933万4,309円で、11万4,100円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計は、保険事業勘定においては歳入総額が14億1,542万7,452円、歳出総額が14億871万7,735円で、670万9,717円の黒字決算となり、介護サービス事業勘定における歳入総

額は1,213万2,543円、歳出総額が1,154万3,436円で、58万9,107円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計は、歳入総額が3億9,966万3,113円、歳出総額が3億9,375万1,857円で、591万1,256円の黒字決算となっております。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が5,333万5,716円、歳出総額が5,087万4,986円で、246万730円の黒字決算となっております。

温泉事業特別会計は、歳入総額が1億2,109万5,039円、歳出総額が1億1,841万5,398円で、267万9,641円の黒字決算となっております。

続きまして、決算附属資料の2ページを御覧ください。繰越明許費は、一般会計で9事業、繰越額3億804万2,000円、事故繰越は一般会計で1事業、繰越額1,605万8,000円となっております。

3ページの(2)の実質収支を御覧ください。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた(F)欄の単年度収支は4,277万7,000円の赤字となり、当該年度の単年度収支に含まれる実質的な黒字要素の基金積立額から赤字要素の基金積立金取崩し額を除いた(J)欄の実質単年度収支は1億4,166万7,000円の赤字となっております。

同じページの3、財政構造の状況については、経常収支比率が前年度よりも2ポイント減少し、87.8%となり、地方交付税が増えたことに伴い、減少に転じたものです。

続いて、一般会計において歳入決算の状況についてご説明申し上げます。決算附属資料6ページを御覧ください。一般会計全体の予算に対する収入済額の収納率は97.2%で、調定額に対する収納率は99.4%となっております。

次に、不納欠損と収入未済の状況について申し上げます。決算書の10ページ、11ページを御覧ください。1款の町税では169万3,500円の不納欠損処理をしております。内訳は、2項の固

定資産税が168万9,500円、3項の軽自動車税が4,000円となっております。また、1款の町税全体における収入未済額は3,329万5,011円で、固定資産税が95.8%を占めている状況にあります。

18ページ、19ページを御覧ください。12款の分担金及び負担金では、農業費分担金の奥羽南部区域広域農業開発事業分担金35万2,379円が収入未済となっております。

13款の使用料及び手数料では、総務管理費使用料の情報通信基盤施設宅内設備使用料45万5,700円、20ページ、21ページの住宅費使用料590万900円が収入未済となっております。

40ページ、41ページを御覧ください。20款4項の雑入の収入未済額13万679円の内訳は、堆肥の水分調整に係る副資材費相当の10万3,079円と空き家等適正管理即時執行費用納付金2万7,600円が収入未済となっております。

次に、歳出決算の状況についてご説明申し上げます。決算附属資料の10ページを御覧ください。一般会計全体の予算額に対する支出済額の執行率は93.6%となっておりますが、参考までに翌年度繰越額の3億2,410万円を除いた執行率は97.9%になり、翌年度繰越額のある款ごとに翌年度繰越額を除いた執行率は、総務費で98.3%、農林水産業費で93.5%、商工費で99%、土木費で98.7%、消防費で99.4%、教育費で95%となっております。

決算附属資料16、17ページを御覧ください。地方財政状況調査に基づく当該年度と前年度の決算額を記載しております。主なものを説明いたします。1地方税の決算額増減率は0.4%減、金額で183万8,000円の減額、10地方交付税では交付税算入のある公債費の増等により、決算額増減率は2.7%の増、金額で1億8万4,000円の増額、15国庫支出金はプレミアムつき商品券事業費等が増額となったものの、社会資本整備総合交付金等の減により、増減率で7.4%の減、金額で4,118万円減額となっております。また、

18寄附金においては、ふるさと納税による一般寄附、企業版ふるさと納税及びそのほかの一般寄附により、増減率は48.8%増、金額で8,770万8,000円の増額となっております。22地方債では、市町村合併特例事業債、災害復旧事業債等により、増減率で2.6%増、金額で1,740万円の増額となっております。

決算附属資料22ページ、23ページを御覧ください。性質別経費の状況について、令和元年度と平成30年度を比較し、増減率の大きいものとして、7積立金、率で40.3%減、金額で2億2,452万2,000円の減額、8投資及び出資金・貸付金は率で58.8%増、金額で1億2,389万7,000円の増額となっております。

歳入の前年度増減理由については決算附属資料の7ページ、歳出の性質別前年度増減理由については12ページ、13ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料の14ページをお開きください。調定額に対する収入済額の収納率は99.5%で、予算総額に対する収納率は100.6%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は98.7%となっております。

次に、不納欠損と収入未済の状況についてですが、決算書190ページを御覧ください。国民健康保険税で255万8,303円が収入未済となり、33万2,400円を不納欠損処理しております。

次に、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料の14ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%で、予算総額に対する収納率は96.9%、予算総額に対する支出済額の執行率は96.8%となっております。

次に、収入未済の状況についてですが、決算書の215ページを御覧ください。医療保険料で5万4,800円が収入未済となっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。保険事業勘定では、決算附属資料14ペ

ージのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%で、予算総額に対する収納率は98.4%、予算総額に対する支出済額の執行率は98%になっております。

収入未済の状況については、決算書228ページを御覧ください。保険料で96万4,130円が収入未済となっております。

続いて、介護サービス事業勘定ですが、決算附属資料14ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は101.8%、予算総額に対する支出済額の執行率は96.9%になっております。

次に、下水道事業特別会計について御説明申し上げます。決算附属資料14ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は99.8%、予算総額に対する収納率は100.4%、予算総額に対する支出済額の執行率は98.9%になっております。

不納欠損と収入未済の状況についてですが、決算書272ページを御覧ください。収入未済額は下水道使用料、現年度分、過年度分合わせて38万4,707円、浄化槽使用料1万9,140円が収入未済となり、また下水道事業分担金の過年度分20万8,256円を不納欠損処理しております。

次に、農業集落排水事業特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料15ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は100%、予算総額に対する収納率は101.5%、予算総額に対する支出済額の執行率は96.9%になっております。

次に、温泉事業特別会計についてご説明申し上げます。決算附属資料15ページのとおり、調定額に対する収入済額の収納率は100%で、予算総額に対する収納率は100.6%、予算総額に対する支出済額の執行率は98.4%になっております。

続いて、決算附属資料24、25ページを御覧ください。地方債の現在高の状況についてですが、令和元年度一般会計における発行総額は6億

7,570万円となり、年度末現在高は74億6,635万4,000円と、平成30年度末現在高と比較しますと2,452万7,000円増加しているところであります。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。同じく特別会計の地方債現在高の状況については、全体で1億5,760万円の発行額となり、年度末現在高は82億953万5,000円と、前年度比で3億8,978万円の減額となっております。

決算書311ページの財産に関する調書を御覧ください。令和元年度の土地及び建物の増減についてですが、行政財産については、公共用財産の教員住宅393平米の減は旧貝沢小学校教員住宅2棟分を行政財産から普通財産に切り替えたものです。次に、その他の施設24平米の減は、道路敷を売却したもの1件、58.99平米、道路用地として購入したもの1件、34.7平米、これらを差し引いて24平米の減となったものです。

普通財産における宅地・建物については、工場建設用地として2件、184平米の土地を売却したもので、その他についても工場建設用地として1件、145平米の土地を売却したものです。

314ページの債権の増額1,500万円は、西和賀町森林組合の貸付金100万円と湯田牛乳公社の貸付金1,000万円の返還により、合わせて1,100万円減額となっておりますが、医師養成就学資金貸付金として360万円、医療従事者就学資金貸付金として240万円、株式会社エステック経営改善資金貸付金として2,000万円、合わせて2,600万円増額となったことによるものです。

316ページは、基金の状況について記載しておりますが、前年度と比較し、基金全体で7,510万1,000円増額となっております。

以上で決算の概要について説明を終わりますが、細部にわたる決算の状況につきましては審査の過程において各課長等からご説明を申し上げます。ご審議の上は、原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 続きまして、先ほど上程されました認定第8号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

令和元年度の入院患者数は延べ9,509人、前年比6.5%の減、1日平均26.0人、前年比1.9人の減、病床稼働率は65.0%、前年比4.7%減となり、前年度、実に20年ぶりに到達した年間の延べ入院患者数1万人台を維持することができませんでした。

それでは、決算書の内容についてご説明いたします。決算書の1ページと2ページを御覧ください。収益的収支におきましては、収入の当初予算額8億8,223万8,000円に2,525万7,000円の増額補正を行い、収入予算額の総額9億749万5,000円に対し、250万円余り多い9億1,002万244円の決算額となりました。

次に、支出でございますが、当初予算額9億5,717万2,000円に2,628万7,000円の増額補正を行い、支出予算総額を9億8,345万9,000円に予定したものであります。これに対し、決算額は9億6,135万9,701円で、2,209万9,299円の不用額となっているものでございます。

なお、本収支差引きではマイナス5,133万9,457円の単年度純損失を計上することとなりましたが、当初予算で見込んでおりました損失額は7,493万4,000円でありましたので、この比較からいたしますと2,300万円余りの収支改善となっております。

次に、3ページと4ページを御覧ください。資本的収支の状況を申し上げます。収入、支出とも当初予算額の8,618万7,000円に196万1,000円の増額補正を行い、予算総額を8,814万8,000円といたしました。これに対し、決算額は収入、支出とも8,814万6,623円となっております。

収入明細につきましては、15ページ、16ページ、地方債、他会計出資金、他会計負担金及び

県補助金のおりとなっております。

支出明細につきましては、17ページ、18ページを御覧ください。第1項建設改良費における第1目設備費では、生理検査統合システムや上部消化管用スコープ、眼底カメラなどの整備更新を行っております。

また、第2目リース資産購入費は、前年度から85万円ほど減少して366万7,389円で、企業債償還金を含めた資本的支出総額は8,814万6,623円の決算額となっております。

なお、企業債償還金の内訳につきましては、後ほどで結構ですので、33ページ、34ページの企業債明細書をご確認ください。

次に、決算書5ページにお戻りください。損益計算書でございますが、医業損失3億8,616万6,423円に対し、他会計補助金2億4,769万円の繰入れなどを行いました。当年度純損失5,133万9,457円を計上することとなりました。これに前年度繰越欠損金6億5,211万4,590円を加えた7億345万4,047円が当年度未処理欠損金ということになります。

7ページ、8ページの貸借対照表にある流動資産と流動負債の関係、いわゆる流動比率であります。当院の年度末現在の流動比率は383.8%となっており、一般的に理想とされており200%以上をクリアしており、この点におきましてはなお健全であるものと認識をしているところであります。

9ページ、10ページ、業務報告書でありますけれども、これまで、またはこれからの説明と重複いたしますので、ここでは説明は割愛をさせていただきます。

11ページ、12ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の一覧を掲載しております。

13ページ、14ページの建設改良事業につきましては、先ほどご説明申し上げました資本的支出に係る設備費の詳細を掲載してございます。

次に、患者動向などをはかる業務量の実績について、19ページを御覧ください。①、施設利用者数は、すなわち延べ患者数のことでありますが、入院では660人、医科外来で209人、歯科外来も163人、いずれも前年度を下回る結果となりました。

②の病床利用状況では、目標としている70%を下回る結果となっております。当院のようないわゆる地域病院では、70%という数字が一つの目安とされておりますことから、適正なベッドコントロールを行いながら、病床利用率の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

これら患者動向の詳しい内容につきましては、これも後ほど結構ですので、別冊の附属資料、業務報告書を参照していただきたいと思っております。

次に、決算書20ページ、(2)の事業収入に関する事項でございますが、医業収益における入院収益は、対前年比で352万円余り減となる2億3,691万5,713円、外来収益も対前年比577万円余り減の2億4,552万887円、その他医業収益は49万円余り増の7,096万2,760円で、医業収益全体では前年度を880万円余り下回る5億5,339万9,360円となりました。

医業外収益においては、不採算部分を一般会計からの補助金に依存する形で他会計補助金として2億4,769万円を繰入れしております。また、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の減価償却額を収益計上できる長期前受金戻入は9,252万7,459円を計上しております。ただし、こちらは現金を伴わない見かけ上の収益となっております。

次に、下段、(3)の事業費用に関する事項です。事業費用の総額は9億5,959万8,290円で、前年比317万円余りの減となりました。

医業費用は9億3,956万5,783円で、うち給与費は前年を3,010万円余り上回る5億1,883万8,692円、材料費は前年を209万4,000円余り下回る7,229万7,139円、経費は県派遣医師の負担

金がなかったことなどから、前年から1,815万円余り減の1億9,555万4,169円でした。

次に、減価償却費ですが、新病院移転時に整備導入した医療機器等の償却がほぼ終わったことなどで、前年から1,639万9,000円余りの減となる1億2,759万5,093円、また減価償却費の消費税分に当たる長期前払消費税償却は2,300万6,840円となっております。

これらの詳細につきましては、23ページから30ページにかけて明細書がございますので、後ほど御覧になっていただきたいと思っております。

次に、31ページ、32ページを御覧ください。固定資産明細書の(1)、有形固定資産でございますが、消費税抜きの資産の増減について掲載しております。減価償却累計額の欄を御覧ください。資本的支出で整備した当年度増加額が1億2,759万5,093円に対しまして、除却による当年度減少額470万9,855円により、有形固定資産の年度末償却未済額は19億9,457万4,510円となり、これが7ページの貸借対照表、有形固定資産合計と一致いたしますので、こちらも後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に、35ページを御覧ください。(1)、未収金でございますが、医業未収金1億1,554万9,762円は、2月、3月分の診療報酬と一般会計からの繰入れとなる他会計負担金が主なものであります。医業外未収金5,009万4,230円も一般会計からの繰入れとなる他会計補助金等が主なものであります。その他未収金につきましても同様でございます。

(2)、未払い金につきましては、薬品、診療材料、賃金の医業未払い金3,480万5,712円、消費税等の医業外未払い金53万9,817円、その他未払い金13万3,267円はリース資産購入費に係るものでございます。

以上をもちまして病院事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては審査においてご説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定いただきますようお願いいたします。

す。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 続きまして、ただいま上程になりました認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

水道事業は、言うまでもなく地域の住民サービスを担う事業であると同時に、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要不可欠となっております。そのため、国では現下の人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う設備更新の投資増大など、今後ますます厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計の適用を推進してきました。このため、本町でも国の動向に歩調を合わせ、従来あった沢内簡易水道と湯田簡易水道をそれぞれ廃止し、平成30年3月に西和賀町水道事業として新たに認可を取得し、同時に平成30年度から公営企業会計に移行し、事業の見える化を進め、町民の皆さんに給水サービスを行っているところです。

それでは、決算の内容についてご説明いたします。決算報告書の1ページと2ページを御覧ください。収益的収入及び支出については、収入は当初予算額2億1,310万8,000円から93万7,000円の減額補正を行い、予算総額を2億1,217万1,000円としておりましたが、決算額は2億1,135万4,478円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額4億2,673万円に553万9,000円の増額補正を行い、予算総額を4億3,226万9,000円としておりましたが、決算額は4億4,361万4,693円となり、1,134万5,693円の不足となりました。

次に、3ページと4ページを御覧ください。資本的収入及び支出の状況を申し上げます。収入、支出とも当初予算額の2億8,885万9,000円にそれぞれ4,787万4,000円の増額補正を行い、収入については3億3,673万3,000円の予算総額に対し、決算額は3億3,650万680円となりまし

た。

また、支出については、予算総額3億3,673万3,000円に対し、決算額は3億883万8,680円となり、23万2,320円の不用額となりました。

次に、5ページ、損益計算書を御覧ください。損益計算書は、簡単に言えば企業の経営成績を記した書類になりますが、令和元年度は2億3,890万1,150円の当年度純損失を計上することになりました。

次に、18ページを御覧ください。収益費用明細書についてです。水道事業の本業である収益の主なものは、水道料金、量水器使用料となる給水収益ですが、当年度は1億1,442万5,109円の決算となりました。

19ページから21ページは、費用の明細となっております。水道事業費用のうち、設備等の維持に必要な修繕料、職員給与などの営業費用は4億527万650円となりました。

なお、設備等の減価償却等については24ページから25ページに詳細を掲載しておりますので、申し添えます。

続きまして、企業債利息などの営業外費用ですけれども、2,939万8,159円となりました。

なお、企業債償還状況等の詳細については、26ページ以降に掲載しておりますので、申し添えます。

次に、資本的収入支出明細書についてですが、22ページと23ページを御覧ください。資本的収入については、事業を推進するに当たっての財源である企業債のほか、一般会計からの出資金などを充当しながら事業を推進しているところです。企業債は5,300万円、一般会計出資金が2億8,350万680円、総額で3億3,650万680円となりました。

支出については、設備の建設や修繕を行う建設改良費として6,782万9,025円、企業債の償還金として2億3,436万8,720円、総額で3億219万7,745円となりました。

なお、工事等の詳細については12ページ、15ペ

ージから16ページに掲載しておりますので、申し添えます。

決算の状況に関しては以上ですが、5ページ以降には財務諸表、9ページ以降は事業報告書、17ページ以降はその他の資料を掲載しておりますので、申し添えます。

最後に、未納額の状況に関してですけれども、別冊の決算附属資料4ページに掲載しておりますが、令和2年3月末時点で785万1,130円となっておりますので、申し添えます。

以上をもちまして、水道事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては審査においてご説明申し上げますので、ご審議の上は原案のとおり認定いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで議場の換気を行うため、11時15分まで休憩をします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、監査委員から決算監査について報告を求めます。

高橋代表監査委員。

代表監査委員 おはようございます。高橋です。

よろしく願いいたします。それでは、私から地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条2項の定めにより、審査に付されました令和元年度一般会計と特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計決算についての審査結果と併せて、地方自治法第241条第5項に基づく基金の運用状況の結果についても申し上げます。

審査に当たっては、常に最少の経費でもって最大の効果をもたらすという法の趣旨に沿って、収支の均衡あるいは健全な行財政運営という点を念頭に置きながら審査してまいりました。

各会計の歳入歳出決算書及び関係調書が法令、条例等に準拠して作成されているものかど

うかを確認、これらの計数の正確性を検認するため、関係職員からの聴取、それから定期監査及び例月の現金出納検査等の結果も参考にしながら、7月27日から8月4日までの6日間、児玉監査委員とともに審査を行ってまいりました。

審査に付されました各会計の決算書類は、いずれも地方自治法、地方公営企業法、その他関係法令等に準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数についても関係諸帳簿、その他証拠書類と照合の結果、正確であると認められました。また、予算執行及び関連する事務処理も適正に行われているものと認められましたので、そのことをまずもってご報告申し上げます。

決算状況や財務状況などにつきましては、ただいまの会計管理者、病院事務長、上下水道課長からの説明と重複する部分があるかと思いますが、ご了承をいただきたいと思っております。

それでは、決算審査意見書の3ページを御覧いただきたいと思っております。令和元年度における西和賀町一般会計、特別会計の歳入総額は99億3,197万5,000円で、うち一般会計で72億1,810万7,000円、特別会計で27億1,386万8,000円となっております。歳出総額は96億3,447万1,000円で、うち一般会計で69億5,102万4,000円、特別会計で26億8,344万6,000円となっております。これを前年度に比較しますと、歳入総額で1億4,313万8,000円、歳出総額で5,143万5,000円と、いずれも減少しております。一般会計の歳入では6,377万2,000円、歳出は1,408万9,000円と、いずれも減少しております。決算収支では、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億9,750万4,000円の黒字となっております。

5ページを御覧いただきたいと思っております。一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億6,708万3,000円となっております。前年度の形式収支は3億1,676万6,000円であり、4,968万3,000円の減少となりました。翌年度に

繰り越すべき財源3,956万6,000円を差し引いた実質収支は2億2,751万7,000円の黒字となっております。また、実質単年度収支は前年度の単年度収支が赤字だったほか、基金の取崩し額も多く、1億4,166万7,000円の赤字となっております。

7ページを御覧いただきたいと思います。歳入における財源別の状況では、自主財源は15億6,532万円で、歳入全体の21.7%となり、前年度に比べ1億6,900万6,000円減少しております。増減の主なものは、繰越金1億2,564万4,000円、寄附金8,770万7,000円で増加、繰入金4億5万4,000円などで減少しております。

一方、依存財源は56億5,278万6,000円で歳入全体の78.3%となり、前年度に比べ1億523万3,000円増加しております。増減の主なものは、地方交付税1億8万4,000円、県支出金2,818万円などで増加、国庫支出金3,516万5,000円、地方消費税交付金1,240万円などで減少しております。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと思います。歳出の目的別分類は、行政目的によってどの分野にどれだけの経費を投入したかを分類したものです。14費目の決算額は69億5,102万4,000円で、前年度に比べ1,408万8,000円減少しております。増減の主なものは、消防費9,949万円、衛生費8,652万3,000円の増加、総務費1億5,236万8,000円、土木費1億1,959万5,000円などで減少しております。また、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費の6費目合わせて3億2,410万円を令和2年度へ繰越ししております。

一般会計歳出全般的には、令和元年度も経費の節減、効率的な事務の執行など、さまざまな取組がされており、順調に執行されたものと認められます。今後も引き続き最少の経費で最大の効果を上げる行財政運営に期待したいと思います。

次に、11ページと12ページを御覧いただき

いと思います。繰越額と不用額についてですが、年度内に事業を行うのが難しく、翌年度に繰り越した一般会計の繰越明許費は9事業で3億804万2,000円、事故繰越は1事業で1,605万8,000円となっております。不用額は、一般会計で1億5,123万4,000円、特別会計で4,892万5,000円となっております。前年度に比べ、一般会計では704万7,000円増加、特別会計では7,357万4,000円の減少となっております。

不用額については、年度末まで執行残の把握が難しい事業もあるものの、予算の効率執行の観点から、極力款項目ごとに執行状況の把握に努め、財源の有効活用に努めていただきたいと思います。また、不用額を用いての他への流用は前年度に比較すれば若干減少しておりましたが、まだ安易な流用も見られましたので、引き続き予算の執行の精度を上げる努力をしていただきたいと思います。

次に、未収額について、ページ飛びますが、21ページと22ページを御覧いただきたいと思います。収入未済額についてですが、町税や使用料などの収納において、令和元年度末の一般会計と特別会計を合わせた収入未済額の総額は4,411万5,000円となっております。その内訳は、一般会計で4,013万4,000円、特別会計で398万1,000円となっております。収入未済額の総額を前年度に比較すると、15万9,000円減少しております。

次に、不納欠損についてですが、同じく21ページと23ページを御覧いただきたいと思います。不納欠損額の総額は223万4,000円で、前年度に比較して2万7,000円減少しております。町税の不納欠損処分は、地方税法第15条の7第4項、第5項及び第18条第1項に規定する納税義務の消滅及び時効完成により徴収権が消滅したものであります。収入未済の中には、今後不納欠損に結びつきそうなものが若干見られましたので、税収入の確保と税負担の公平を図る上からも、効率的で有効な徴収に努めていただきたいと思

います。

次に、基金の運用状況について、26ページを御覧いただきたいと思います。基金の運用状況については、令和元年度末の基金残高は37億5,643万円で、前年度に比較して2億2,351万9,000円増加しております。審査に付されました各基金の運用状況は、その設置目的に沿って適正に運用され、計数は正確であると認められました。

続いて、公営企業会計決算審査意見書を御覧いただきたいと思います。別つづりになっております。初めに、水道事業会計ですが、平成30年4月1日より、これまでの簡易水道事業特別会計から地方公営企業法が適用される水道事業会計に移行して2年目の決算となりました。本年度の事業収益は1億9,830万8,000円で、前年度に比べ8,848万5,000円減少しております。事業費用は4億3,720万9,000円で、前年度に比べ542万2,000円減少しております。この結果、事業収益から事業費用を差し引いた2億3,890万1,000円の当年度純損失となりました。令和元年度末の累積欠損金は3億9,473万9,000円となっております。

令和元年度の未収金が785万1,000円となっております。前年度に比べ152万5,000円減少しております。未収金の回収には、常日ごろより鋭意努力されておりますが、受益者の公正負担の原則や経営の健全性のためにも、引き続き一層の管理回収に万全を期していただきたいと思います。

水道事業は、安全な水を安定的に適正価格で供給し続けていくために、今後人口減少に伴う給水収益の減少、経年劣化に伴う管路の更新、高度化する水質管理への対応や災害時においても安全かつ安定した事業の遂行が求められております。今後も公共の目的を有する企業として、健全で効率的な事業の維持、発展のために一層の経営努力を期待したいと思います。

次に、町立西和賀さわうち病院事業ですが、本年度の事業収益は9億825万8,000円で、前年

度に比較して1,308万9,000円増加しております。これに対し、事業費用は9億5,959万8,000円で、前年度に比較して317万円減少しております。この結果、事業収益から事業費用を差し引いた5,133万9,000円の当年度純損失となっております。令和元年度末の累積欠損金は7億345万4,000円となっております。

患者数は前年度に比較して、外来、入院とも減少するなど、当年度の決算も黒字に至らなかったものの、しかし収益及び費用面の見直しに取り組んだ結果、年度当初の計画より赤字幅が縮小し、財務面の改善も図られており、一定の評価をしたいと思います。

病院経営を巡る環境も大きく変化している中で、引き続き収益の確保と経費の適正化を図り、安定した経営基盤の強化を図っていくことが当面の課題と思われまます。平成29年3月に町立西和賀さわうち病院が果たすべき今後の役割を明確化するとともに、経営の効率化や再編、ネットワーク化などを通じて、より質が高く、持続可能な病院経営を目指すとし、町立西和賀さわうち病院改革プランを策定しております。本改革プランの計画期間は、平成29年度から令和2年度までの4年間としており、よって今年度がその最終年度となっております。これまでの取組成果に期待したいと思います。

次に、財政健全化判断比率審査及び公営企業会計資金不足比率審査意見書を御覧いただきたいと思います。別つづりにしております。このことについては、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体は財政の健全性を判断するための指標、健全化判断比率及び公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標、資金不足比率について公表することが義務づけられております。よって、本町でもこれらの各指標をホームページ等で公表しております。

財政健全化法による健全化比率の審査結果ですが、健全化判断比率及びその算定の基礎とな

る事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。審査結果について、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。本町においては赤字が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値は記載されておりません。財政健全化比率について見ると、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っております。国の示す基準から見ると健全な財政の範囲にあると認められますが、今後とも引き続き安定的な財政基盤を維持できるよう努めていただきたいと思っております。

次に、経営健全化審査の審査結果ですが、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。審査結果については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、温泉事業特別会計、病院事業会計の5事業とも資金不足は生じておらず、経営健全化基準から見て健全な範囲で推移していると認められます。

次に、最初の決算審査意見書のほうに戻っていただきたいと思っております。決算審査意見書の30ページと31ページを御覧いただきたいと思っております。今後検討していただきたい個別的な事項について申し上げたいと思っております。初めに、町に事務局を置く任意団体等の事務についてですが、当町における補助金交付先の任意団体の事務に従事している事例が散見されることから、こうした団体に係る事務の執行状況を把握するために、各担当課の関係職員からの聴取を主に職員の関与について検証いたしました。その結果、おおむね適正に執行されておりましたが、しかし一部担当課において預金通帳と通帳届出印が同じ場所に保管され、担当職員のみで取扱いしてい

る状況となっており、今後は事故などの未然防止の観点からも改善していただきたいと思っております。

また、団体の事務を所管する各担当課においては、社会情勢や行政需要が大きく変化していることから、団体の設置目的に照らした達成度や団体の各事業の有効性の検証、団体の自立に向けた取組を含めた団体事務への町職員の従事の在り方、町内に事務局を設置する必要性、さらには団体の必要性についても全庁レベルで検討いただきたいと思っております。

次に、ホームページの適正な管理についてですが、開かれた町政へ向けた情報発信の手段として、ホームページは大変重要な役割を担っているものと思われまます。正確な情報をリアルタイムに提供することが重要であり、管理運営に当たっては、定期的に内容をチェックし、最新のもの発信していただきたいと思っております。特に法令等で公表が義務づけられているものについては、速やかに対応していただきたいと思っております。

次に、私債権の管理についてですが、前年度の決算審査時でも私債権の管理の在り方について検討するよう要請していたものでありますが、本年度も債権のうち発生から10年以上経過したものが存在しております。水道事業会計253万7,782円、住宅使用料566万円が計上されております。債権者の所在不明や死亡などにより、残存した債権の管理を継続しており、安易な不納欠損処分は税等の公平負担の原則の観点から慎むべきであります。しかし今後についても回収が困難と思われる債権の管理を続けている現状を鑑みると、まずは適正な債権管理を実行していくための明確で客観的な指針の整備が必要と思われまます。現状の関係する諸規程なども見ながら、私債権に関する債権管理条例の制定も視野に入れ、検討いただきたいと思っております。

最後に、内部統制制度についてですが、平成29年6月、地方自治法の一部改正により、令和

2年4月より都道府県及び指定都市においては内部統制制度の導入が義務づけられ、他の市町村は努力義務とされました。近年人口減少社会における地方自治体は、行政サービスを支える制度の複雑化や行財政改革などによる職員の減少などにより、その事務の不適正な処理のリスクが拡大する傾向にあります。今後地方自治体は適正な事務処理が一層求められることを踏まえ、内部統制制度の取組を進め、事務の適正さを確保していくことが重要と考えます。

地方自治法第150条2項に、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならないとする内部統制に関する方針が定められております。本町については、努力義務ではありますが、事務の適正な執行を確保していることを町民に明らかにするためにも、実効性ある内部統制制度、または同等のリスク管理体制が早期に構築されるよう要望したいと思っております。

以上、4件ほど申し上げましたが、ご検討いただきたいと思っております。

結びに、少子高齢化の進展や人口減少の影響により、地域活力の減退が懸念されるなど、本町を取り巻く環境が大きく変化する中、西和賀町が目指すまちづくりの方向性を定めた第2次西和賀町総合計画及び町の行財政運営の指針となる第3次西和賀町行政改革大綱に基づく計画の下、各施策の重要度、優先度を厳選し、限られた財源を重点的に予算執行するなど、適正で効率的、また有効的な行財政運営により、町勢のさらなる発展と町民福祉の向上に一層努力されることを望みまして、決算審査報告といたします。

以上です。

議長 以上で決算監査の報告を終わります。

続いて、日程第5、決算審査特別委員会設置を議題とします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第9

号までの認定議案については、議長を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの認定議案については、議長を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ついては、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うのかお諮りいたします。

高橋到君。

5番 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、指名推選で行いたいと思っておりますので、皆様にお諮りいただきます。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から委員長及び副委員長の選任については指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定いたしました。どなたを指名推選されるか、ご発言をいただきます。

高橋到君。

5番 委員長には北村嗣雄君、副委員長には淀川豊君を推薦したいと思います。お諮りいただきます。

(賛成の声)

議長 ただいまの発言のとおり、委員長には北村嗣雄君、副委員長には淀川豊君を推薦したいということでありましたが、そのように決定する

ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長には北村嗣雄君、副委員長には淀川豊君が選任されました。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副委員長は登壇してください。

委員長 ただいま令和元年度決算審査特別委員会の委員長に選任されました北村嗣雄でございます。皆様のご推挙によりまして決算審査特別委員会の委員長という重責をお受けすることになりました。

決算審査には、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか審査するとともに、各資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、行政効果を評価する極めて重要な役割が求められております。また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきと示されています。

これらのことを踏まえ、決算審査特別委員会がその役割を十分に果たせるよう、委員長としての職責を全うしてまいりたいと考えております。

慎重に審査を進めていくわけではありますが、与えられた期間内に審査が終了できるよう、委員各位並びに町当局のご協力をお願い申し上げ、委員長就任の挨拶といたします。

副委員長 皆さん、こんにちは。ただいま決算特別委員会の副委員長にご推挙をいただきました淀川豊でございます。今回の決算審査は、特にコロナ禍の中で、これまで経験したことのないような状況での決算審査となります。また、新しい生活様式が求められている中でありますので、スピーディー、スムーズに特別委員会を運営されることと、委員の皆様方の活発な議論が重ねられることを念頭に、北村委員長を補佐してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 正副委員長は自席にお戻りください。

ここで昼食のため12時50分まで休憩をします。

午前 11時46分 休憩

午後 零時50分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

登壇順1番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは。皆さんもそうだと思いますけれども、連日の暑さでかなり疲れておりますので、頑張ってやりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

早速質問に入らせていただきます。今回は、農業の振興についてと、それから大雨の被害について、この2点であります。

初めに、農業の振興についてですけれども、我が国の今後5年の農政の骨格となる新たな食料・農業・農村基本計画が出されました。このことをどのように捉え、西和賀町の農業を發展させていこうとしているのかを伺うものです。初めに、全体としてお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの刈田議員さんの農業関係の食料・農業・農村基本計画ということについての全体にわたる分野について、私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

食料・農業・農村基本計画は、平成11年7月に策定されました食料・農業・農村基本法に基づき、10年先まで施策の方向性を示す農政の中

長期的なビジョンを示したもので、平成12年に初めて策定され、おおむね5年ごとに見直しされてきたもので、今回が4回目の見直しということになっております。

今回の見直しにおいては、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのかという視点が重要であり、産業政策と地域政策を車の両輪にしていくとあります。また、中山間地域等の実情に応じ、家族、法人等、経営形態にかかわらず、経営改善を目指す農業経営体を担い手とするとともに、中小規模の経営体も地域社会を支えている実態を踏まえ、営農の継続が図られるよう配慮することとしており、大規模な経営体への農地集積が中心ではあるものの、家族農業への記述が見られるなど、明らかに政策の転換がうかがわれます。

西和賀町に関係する大きな改正点としては、人口減少に悩んでいる地域についても人が住み続けられるよう支援していくとしており、変更計画は確実に中山間地域定住を重視したものに变化しております。国の支援も多くなることから、積極的に事業を導入し、地域振興を図ってまいりたいものと考えております。

また、その中でも特に中心的施策が中山間地域等直接支払交付金になろうかと思いますが、この後議員さんの質問にもこれが及んでくるかと思っておりますので、またそこで議論をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 刈田敏君。

1 番 私も今回の食料・農業・農村基本計画では、産業政策と地域政策を車の両輪にするというのが最も重要なキーポイントだと考えております。

私は、農業に関しては全く経験もなく、素人でありますけれども、逆に見えてくるところもあるわけで、その方向で議論してまいりたいと思っております。分かりやすい答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今回の改正が西和賀町にとってプ

ラスの方向になると考えてよろしいですか、お伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

町長のほうからもお答えしましたが、担い手の定義を大規模な経営体から小規模なものに、さらには家族農業にも配慮するということでもありますので、大きな政策転換と思っております。特に学者さんの間では、本当に今回ほど大きな政策の転換はないというような評価を得ております。

今までの食料・農業・農村基本計画では、農村基本計画とはなっておりましたが、農村政策部分は具体的なものが少なかったと考えております。今回は、人口減少地域にも暮らし続けることができるようにしていくということになっておりますので、西和賀町にとって確実にプラスの方向に向いているものと思っております。

農村に人が住み続けるための3つの政策として、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、安心して地域に住み続けるための条件整備、地域を広域的に支える体制、人材づくりや農村の魅力の発信等を通じた新たな活力の創出として、地域政策を体系化しているということでございます。

この3つとも西和賀町が取り組んでいかなければならない政策と考えておりますので、着実にやっていきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1 番 まさにこれまでにない新たな農村政策が追加されたということで、西和賀の農業へ新たな光も見えてくるものかなと感じております。

それでは、順を追って進めてまいりたいと思っておりますけれども、初めに食料の安全性の確保についてをお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、食料の安全性の確保ということですが、消費者が商品に求めるものには多様

性があり、農作物で言えば安さ、おいしさ、安全性など、様々あるものと考えております。産地や農業経営体がおのこの戦略により、消費者の求めている商品提供のための手段として、低農薬栽培、有機栽培といった安全性を重視した生産方式により栽培することも重要でございます。

しかし、登録された農薬を基準に従って使用することは、何ら問題はないことでございます。効率的な農業経営を行っていくためには必要なことでもあります。本町の主力品目であるリンドウの場合、病気や虫の防除作業が品質向上のための重要な作業であり、やらなければならない作業でもあります。しかしながら、生産者自身の健康管理やそういったことを考えますと、安全性の確保も追求していかなければならないものと考えております。

7月から6次産業の一環として、スーパーおせんさんの売場をお借りし、地元産の朝取り野菜を販売するにしが食材マルシェを実施しておりますが、若干割高にもかかわらず、売行きは好調です。安い野菜がそばにあっても、地元産のものが欲しい一定の層の方がいることも分かりました。今は、自家野菜で消費し切れないものを出していただくということで実施しているために、農薬は使用基準以下であれば生産者にお任せしておりますが、生産者、消費者ともに無農薬を望む声が出てきております。

新型コロナウイルスにより、生活が一変しておりますが、食も含め、安全性を望むものが多くなってきており、西和賀町は環境的にもそれに応えることができる可能性があるものと思っています。そういったことも念頭に置いて、食の安全性の確保に努めてまいります。

議長 刈田敏君。

1番 食の安全ということで、農薬等の話が出てくると思うのですが、やはり農薬は昔に比べて、本当に今はいろいろな面で全然人体に影響がないと、それを使うわけですから、そ

ういうものになっていると思いますので、何ら心配はないのかなと思いますけれども、課長のおっしゃるとおり、やっぱり自己責任の中でやっていただくことがこれは大切なことかと思えます。

西和賀の作物は、安心、安全であるというアピールをするために、やっぱりそういうところも必要だと思いますし、自分たちの健康を守るためにも率先して活用していかなければいけないと思います。伝統的な食文化の継承、さらには6次産業へもつながるものと思います。

マルシェのお話もありましたけれども、今実践中ということでもありますけれども、私が思うに、やはり農家が一番であって、農家のやりたいような方策でやりながら、どんどん進めていただければと思っております。いずれほかから見ても、西和賀のものが安心、安全だということをどんどんアピールできるよう、これからも進めていただければと思います。

次に移ります。スマート農業の取組についてお伺いいたします。最近よくスマート農業という言葉を目にしますが、基本計画の中にも出てきています。機械化を促進し、労力の軽減を図ると思いますが、高齢化の厳しい西和賀町でも積極的に取り組む必要があると思います。導入していく計画はあるのか、その点をお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術を活用し、省力化や高品質生産を実現させようという取組でありまして、農業労働力不足が深刻となっている中で、スマート農業を活用することにより、省力、軽労働化を進め、栽培技術力の継承等を期待するものであります。代表的なものとして、ドローンを活用した防除作業などがあります。

本町においても、農家、担い手が減少する中で、新技術による省力化は重要でありますし、

地域の農地は地域で活用することが最も効率的であることから、スマート農業を推進してまいりたいと考えております。

そこで、問題は財源となりますが、幸いなことに、中山間地域直接支払交付金の新たな加算措置として、今年から生産性向上加算が加わりました。これは、まさにスマート農業を推進するための加算でありまして、10アール当たり3,000円が5年間交付されます。例えば対象農地が10ヘクタールあれば、5年間で150万円が活動組織に交付され、機種にもよりますが、十分購入可能な金額になります。

自分たちで考えて行動することで交付金が交付されますので、ぜひスマート農業にも取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 スマート農業ということで、いろいろネット等を見ると、その中でもIoT、インターネット・オブ・シングスとか、ICT、いわゆるスマホでもトラクターを動かしたり、自動で田の水を入り切りしたり、とにかくそういうことができる時代になってきたということで、やはり1人で2倍も3倍も働ける、労力を使わないでできるというのはすごく魅力だと思います。

若者に見れば、スマホで農業ができるというのは、これはかなり感覚的にはいいのかなと思うのですが、こういうのをぜひとも進めていただきたいのですが、問題としては財源の確保ということでありました。今の課長の答弁ですと、10アール当たり5年で150万円、そういう措置があるということでもあります。

それでは、中山間事業に取り組んでいるところであれば取り組むことが可能ということでもありますけれども、どれだけ実際に集落が取り組もうとしているようになっていくのか、その辺分かれば教えていただきたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

150万円と言ったのは、10ヘクタールの規模の

生産組織というか、集落協定であればということですので、100ヘクタールあるところは1,500万円ということになりますので、その面積によって違うということでございます。

今年から生産性向上加算に取り組んでいただくことになっておりますが、なかなか宣伝不足ということもありまして、現在計画で申込みのあるのは4集落という形になっております。新型の草刈り機械を導入するのが2集落、ドローンの導入が2集落と、まだまだ数は少ないのですが、これは今年度取り組まなくても、来年度からも取り組めますので、そういったことも含めて各協定に推進してまいりたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 これに関しては、多分草刈りとドローンと、いろいろなほかの種類も使えるのかなと思いますけれども、スマート農業についてはこれで終わりますけれども、やはりいろいろなもの、まだまだ情報提供等あると思いますので、何とかこれを他の集落でも取り組めるように支援はしていただきたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。多面的機能支払制度の現状と今後の発展性についてお伺いいたします。町では、中山間地域直接支払交付金と多面的機能支払交付金はなくてはならない制度と言っておりますが、どんな制度でなくてはならないのか、その理由をお答え願ひます。中山間については後から聞きますので、多面的機能支払制度についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

食料・農業・農村基本計画には、農村を維持し、次の世代に継承していくため、農村を活性化する施策を講じ、地域政策の総合化を図ることが重要であるとあります。日本型直接支払制度を効率的に活用するように記述もしてあります。

日本型直接支払制度は、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の3事業から成っており、多面的機能支払交付金は前身の農地・水・環境保全向上対策事業が平成19年から始まり、本町においては平成23年から取組を開始しております。

令和元年については、34保全会が取組を行っておりまして、対象面積が1,449ヘクタール、1億900万円が地域に交付されております。各保全会で行われている主な取組は、農道、水路、ため池の維持のための泥上げや草刈り、修繕や補修、水路のコンクリート化、環境保全対策としての花壇整備や地域の雪あかりへの支出も行っております。

なくてはならないということですが、こういったように平成23年度から地域に定着しておりますので、もしこの交付金がなかったら、例えば雪あかり事業も下火になるとか、環境整備も下火になるとか、そういったことが考えられますので、そういったことから今やなくてはならない制度というふうに考えております。

今後の発展性ということですが、中山間地域等直接支払交付金と一体的に活用することにより、地域の環境整備とともにいろいろなことに挑戦ができることになっておりますので、地域の可能性が広がるものと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 大変といいますか、まだ勉強不足で、内容についてはよく分かりました。本当に効率のよいというか、やればやるほど成果が上がるような制度だということでありまして、34保全会が1億900万円支援をいただいているということでありまして、こういうものを利用して、今後については町としてできることはだんだん制限されてくると思いますし、集落が自分たちで計画し、自分たちでやることは非常にいいことなので、集落の維持、将来自立して

いくためにも、何とかこの事業を増やしていただきたいと思います。なくてはならない大変有効な制度だと思います。さらに活用していける、環境整備というのも必要だと思いますので、これもぜひとも進めていただきたいと思います。

次に移ります。農地中間管理機構の現状と課題について伺います。農地を集積するため、鳴り物入りで始まった制度と聞いていますが、現状と課題をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 答えいたします。

農地中間管理機構制度は、農地の8割を担い手に集積することを目標に平成26年から始まった制度で、都道府県に1か所農地中間管理機構を配置して農地集積を行っております。現在は、国の集積目標8割に対して約6割の集積率にとどまり、岩手県においても国よりは若干低くなっておりますが、ほぼ同様の集積率となっております。

担い手への農地集積を進めるために、今年度中に人・農地プランの実質化を図ることとなっており、これは本町においても各地域で具体的にどの担い手へどの農地をどういう面積で集積していくのか、こういったことの話し合いを進めて、集積を進めるという形になっております。

本町の農地集積の課題としては、大規模化が難しい条件の悪い水田をどのように集積していくのか、担い手の少ない地域の農地を今後どのようにしていくのか、県平均に比べて低い圃場整備率の向上等の課題があると考えております。

農地中間管理事業につきましては、県に1つですが、やっぱり各市町村を1つの団体が見ることはほとんど不可能でありまして、結局は各市町村ごとに農地をマッチングさせて、中間管理機構へ上げていくということになっておりますので、結局は市町村の対応が中心になってくるということがございます。

議長 刈田敏君。

1番 人・農地プランの実質化ということであ

りますけれども、これは今年がその改正する時期だということですのでけれども、具体的には今の程度まで進んでおりますか。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、ただいまの質問にお答えします。

人・農地プランでございますけれども、全体として現在のところ、町全体で1つのプランということになっておりますけれども、これを9つのプランに分割をしたいというふうに考えてございます。

話合いにつきましては、25の行政単位で進んでいるということでございますけれども、このうち23の地域では話合いが完了している。残り2つがまだ話合いが完了していないということです。早急にこれを進めていきたいというふうに考えております。

それが終わった後に、各行政単位ごとにプランの整理をした上で、先ほど申し上げたとおり9つのプランのほうにまとめ上げていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 25のうち、23が終了していたということですので、やっぱりこれは早急に全部やりながら、9つのプランをまとめていくよう指導していただければと思います。

次に移ります。関係人口についてであります。関係人口、農業移住者の取組についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

改正されました食料・農業・農村基本計画では、人口減少、高齢化、人々の働き方や価値観の多様化、ライフスタイルの変化に対応するとともに、地域と多様に関わり合う関係人口を創出、拡大することを提起し、それによって農村を支える新たな動きや活力の創出を一体的かつ総合的に推進することとしております。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に訪れた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指し、近年地域の新しい人口と位置づけられております。本町においても、各集落や地域において、定期的に交流する企業や応援してくれる人々は確実に増加しており、西和賀町への定住にもつながっていることから、関係人口の構築に積極的に取り組んでいくべきと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 急に移住者や人口が増えるわけではありませんけれども、この関係人口の構築は非常に重要な施策と思いますが、関係人口を増やしていくために何が一番必要と考えているのか、考えがあればお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

これは私の考えなのですが、関係人口は観光客とは違って、程度は様々あると思いますが、その地域と関わりを持って、何度も訪れるという方を指しているのかなと思っております。そのため、景観や観光資源も必要とは思いますが、何よりも訪れた人々をもてなす地元の人が大切と思っております。ですので、観光資源は簡単にはつくれませんが、人材の育成であれば十分可能と考えておりますので、こういった人材を育成していくことが一番必要なのかなと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 これは、やはり他の課との連携も必要になると思うのですけれども、その辺はどうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、今まさに第2次の総合戦略を策定している段階ですけれども、各分野、もちろん今の農業の移住、定住についても関係課とヒアリングをしたり、あとは関係団体とのヒアリングを行って、どういうふうな

関係人口を求めていけるのかという話合いをしているところでございます。

ふるさと振興課と農業振興課では、就農定住サポート会議というような形の会議の中でも、移住者の獲得についてどういう方法があるかという話合いを、30年あたりから内部でまず話をしていましたけれども、そういうふうな地域との関わりの中の大切さ、あと例えば空き家を活用して移住者を受け入れるということですか、あとは地域おこし協力隊の導入というような部分についても一緒に検討しているところでございます。

まず、第2次におきましても、農地だけあっても駄目だし、空き家だけあっても駄目、基盤になる地域との関わり合いというのが大事だと思いますので、そういうところの話合いを深めていく必要があると考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 そういうこともかなり強力に進めてほしいと思います。

ちょっとはしょっているようですけども、あとまだありますので、すみません、スピードを持っていきたいと思います。次に行きます。新規就農の取組についてをお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

全国的に見ると、農業就業人口、農家の人口、農業に就業している方になりますが、相当減少しております。2000年と2017年を比べますと、389万人から182万人、半分以下になっております。しかしながら、50歳未満の新規就農者は4年連続2万人を超え、増加傾向にあります。この傾向は、岩手県も同様で、新規就農者は確実に増加しております。これは、農地集積が進み、法人等大規模経営体への法人雇用が大幅に増加しております。

逆に考えますと、親元就農、こういった部分については減少傾向ということでございます。

本町においても土地利用型農業については大規模化が進むことが予想され、雇用労働力の確保の必要性も増すものと考えております。

また、若者の価値観の多様化、田園回帰が確実に進んでおり、半農半Xを望む者も増えております。移住先は西日本が多く、東北地方は苦勞しておりますが、地域おこし協力隊制度を活用するなどして、移住者や新規就農者の確保を図っていきたいと思います。

本町の就農状況ですが、令和元年度までの10年間の合計で新規就農者44名、年間4人ぐらいということになります。このうち、21名が法人への雇用就農でございます。44名のうち34名が45歳未満で、44名のうち10名の方は既に離農しているという状況になっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 50歳未満がポイントになるということは、やはり農業に従事するというか、法人とか仕事ということで入っているということでありませけれども、それだけ就職があるということは、農業の分野でもつながっていくのかなと思われまます。

現在国際競争よりも、やはり後継者不足のほう心配だという、とても不安な要因があるわけですけども、今後地域農業を担う新規農業者を育てていくために、どのようなことが必要と考えているのかをお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

先ほど法人への就農が多くなってきたというふうにお答えをいたしましたとおり、やっぱり経営体自体の体力がないと、新規就農者を雇えないという状況になってきております。今は大規模化が進んで、水田農業であれば最低でも20ヘクタール以上をやっていないと、採算がなかなか取れないというような状況ですので、ゼロからこれをスタートするというのは非常に難しくなっております。したがって、家族経営

でも法人経営でも、後継者や従業員を確保するためには、それだけの利益も必要でありますし、規模拡大も必要であります。ですので、経営体を強く育成していくことが新規就農者の確保には一番必要なのかなと考えております。

もう一つ、先ほど申し上げました定住優先で農業にも従事しようとする者への対応策も必要となってくると思います。半農半X的な暮らしを望む者が増えてくることも予想されますので、どうやってトータルでこの地で暮らしていけるかということが重要になってきますので、生産品目を増やすことで多様な農業ばかりではないものも含めて所得を増やしていくことを考えなければならぬと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これについても、これまで同様のいい事業があるので、これを考えながら進めていただきたいと思っておりますけれども。

次の質問に入りますけれども、実際問題として、今鳥獣による被害が大変進んでおります。現在の現状と対策についてをお伺いいたします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

まず、西和賀町ですが、昔はいなかったイノシシ、鹿という、そういった鳥獣の目撃情報が非常に多くなっております。ただ、イノシシをわなで捕まえるというのは難しく、なかなかできない状況にあります。

今有害鳥獣駆除で一番多いのは、熊の駆除でございます。今年は熊の駆除が非常に多くなっておりまして、既に昨年の駆除頭数、18頭でしたが、それを超えて現在20頭ということになっております。19頭までは県への届出なしに、届出はしますが、1頭ごとの届出なしに駆除できるのでございますが、19頭を超えると、どこで被害を受けたか写真を撮って、1頭ごとに申請するという手続が必要になっておりまして、現在その手続を10か所行っております。ですので、

時間と事務の負担も非常に多くなっているということで、非常に困っているところです。

有害鳥獣駆除になかなかいい手段が見つからなくて、捕獲隊の皆さんと一緒にやってはおりますが、このように被害は増えているという状況でございます。

また、小動物、ハクビシン等についての被害も増加しておりまして、今年度から町民に対し、アニマルトラップの貸出しを始めております。さらには、今後は電気牧柵等、そういったものの導入も視野に、関係機関、猟友会さんと連携を強化し、対応していきたいと思っております。

なお、補足でございますが、熊の目撃情報は毎週県のほうに報告しております。いつも見慣れているからということで、ご報告いただけない方も相当いらっしゃるようです。でも、生息頭数の推定や有害駆除の頭数にもこの情報が影響してきますので、熊を目撃した際には林業振興課のほうにご一報くださればありがたいと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 熊を見たら報告ということでありましてけれども、かなり多くの報告来た時点で、例えば県とかは感触的にこれだけ書類とかでやっている間に、作物が荒らされている現状があるわけで、県としてももう少し動いてもらわなくてはいけないと思うのですけれども、これは西和賀町だけではないと思っておりますけれども、そういうところも動物との知恵比べみたいになっているところもあるのですけれども、いろいろな対策等、そういうのをやっぱり町民に知らせるような、そういう広報活動も進めながら、何とかここを止めるというか、対策を考えていただきたいと思っております。

次に移ります。いよいよ中山間のほうですけども、今日のメインといいますか、今回県政に対する要望事項、日本型直接支払制度についてでありますけれども、新規で県に要望したとい

うことでありますけれども、その概要をお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

中山間地域直接支払交付金は、本町が将来にわたり持続していくために、今やなくてはならない交付金であります。この交付金の対象農地は、基本的に傾斜により決まることになっておりまして、少なくとも100分の1以上の傾斜がないと対象にならないことになっております。

本町は、山間地域で農業条件はどう考えても不利と思われませんが、急峻な奥羽山脈に囲まれ、水田は和賀川沿いを中心に傾斜のないところが多く、本町の水田面積約1,580ヘクタールのうち、交付金の交付対象となっている面積は74%の1,165ヘクタールにとどまっています。このため、県への要望として、山間農業地域で町内全域が特別豪雪地帯に指定されております本町の水田全てを県知事が認める特別認定により、対象農地とするように要望したものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 これは西和賀にはなくてはならない制度ということですが、ぜひとも実現させていただきたいと思っておりますけれども、可能性はどのようにお考えですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

県のほうから連絡をいただいたのですが、県議会のほうで北上選出の議員さんがこのことについて質問していただいたそうです。県の答えとしては、特別豪雪地帯であることによって、全域を中山間の対象にしているというところは全国で一つもないということで、現実はなかなか厳しいだろうという回答をしたということでございましたので、すぐ簡単に認めていただくというわけにはならないかもしれませんが、西和賀の条件不利を訴えて、今後も要望を実現するよう要望活動を続けていきたいと考えており

ます。

議長 刈田敏君。

1番 これは県に対する要望なので、町民、それから農業従事者等、やっぱりもっと知っておくべきだと思いますし、さらに働きかけていくべきだと感じています。この制度を利用することで、次にあれですけれども、やっぱり西和賀の将来というのは絶対変わっていくと思いますので、何とかこの県要望に対して皆さんでさらに進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。それでは、中山間地域等直接支払制度をどのようにしていく考えなのかをお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

中山間地域直接支払交付金制度は、制度が発足して20年が経過し、本年度が5期対策の初年度で、現在各集落協定組合が計画を策定しているところであります。

集落の農家自らが対象となる農地を1筆ごとに確認し、全体計画を策定することで集落の点検や農地情報の共有につながり、5年間の実践を行っていくことで地域力が増す優れた事業と考えております。

今回5期対策で新たに加わったのが先ほどスマート農業の質問の際にお答えいたしました生産性向上加算と、もう一つ集落機能強化加算がございまして、これは、行政区などと連携し、地域コミュニティ活動を支援できるもので、具体的には高齢者の見守りや空き家の管理、農福連携、地域特産品の開発など、営農に関するもの以外であれば活用可能となっております。

現在ふるさと振興課で各行政区さんに交付している自治活動支援事業費補助金は、各地域から増額を求められておりますが、十分対できない状況にございます。集落機能強化加算に取り組むことによって、その代用も十分に可能であり、例えば全ての集落協定さんが本事業に取り組んでいただければ、10アール3,000円という

ことでございますので、西和賀町に年間3,300万円程度の交付金が交付されることとなります。

行政区と集落協定組合が一体となってまちづくりを進めることに対して交付金が交付されますので、取り組める地域と取り組めない地域の差は出てくるものと思われませんが、町としても今後のまちづくりに重要な事業として、農業振興課のみならず、関係課と協力し、事業実施を支援してまいります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 内容については理解できましたが、この中山間地域等直接支払制度は、やっぱり農業だけでなく地域と集落と関わっていることが大きい、先ほど集落機能強化加算については、自治活動支援事業等補助金にも対応できるということであれば、これにこしたことはないのかなとも思います。まさにこれからは、集落自体が自らやっていかなければならないことがたくさんあるわけで、これが直接国から交付金が出るということであれば、さらに町全体でこの交付金を利用するように進めていかなければならないと思いますけれども、集落機能強化加算についてどれくらい集落が取り組み、どんなことをやろうとしているのか、現在分かりますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

これもまだ周知不足、なかなか取り組んでいただける集落が少なく、現在のところ5集落という形になっております。集落協定、44協定あるということですので、そのうち5ですので、まだまだ少ないということになります。

この5集落、全集落とも高齢者支援というところを行う予定としておりまして、買物や通院の支援、冬季の除雪支援という形になっております。このほかに、空き家対策、福祉作業所との連携による特産品開発、こういったことを行う予定としております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 大変すばらしい中身なのですけれども、5集落しかまだやれていない状況というのは、かなりこれはもったいないというか、何とかこれを進める方向でいかななくてはならないと思いますけれども、取り組むことによってデメリットというのはあるのか、またどうやって増やしていこうとしているのか、その辺の考えはありますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

デメリットということですが、集落自体にはデメリットはないものと思っております。しかしながら、事務を行う方、非常に事務処理が煩雑だということで、そういった方が自分だけではちょっと取り組めないというような形で遠慮しているというところも多いように聞いております。ですので、集落全体でそういった部分を支援していただくことで十分取り組めるものと考えておりますので、今後は区長会議等で周知し、これも来年度からでも取り組んでいける事業でありますので、一つでも多くの集落に取り組んでいただきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 問題として、事務処理が大変だということであれば、その事務処理をどのような形で、やっていくということは必要なことだと思うのですが、まちづくり担当のふるさと振興課長は、これまでもそういう中身についてはいろいろな形で進めてきたと思うのですが、これについて何かあればお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思いますけれども、まず自治活動交付金については、29の行政区に対して交付しているということですし、今回の中山間の農業振興課のほうの交付金については、多分少し交付される単位というのが異なる気がするのですが、そこは地域の話し合いの中でどういうふうな事務体制が取れるかというこ

とも大きいと思いますし、その上で例えば事務が困難であるとか、難しいという部分が出てくるのであれば、まず私どものほうと農業振興課のほうでどういうふうな対応ができるかというのは、そこはちょっと検討しなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 ぜひと検討というよりも、これは進めたいのですけれども、自治活動推進の交付金、どこも大変だというのは分かります。大変で、お金が欲しいというのは分かりますけれども、そこは何とか自分たちでやってくれというような方策、それが足りないのではないかと思うのです。そこをやることによって、協定する集落もだんだん増えてきて、自分たちで計画して、自分たちで事務処理をしてやって、その交付金が増えるというようなことを自分たちからやっていかないと、なかなかこれは大変だと思うのですけれども、いずれ農業振興課と連携を取ってやっていただきたいと思います。

ただ、進めるにはまだまだ足りないものが多いと思います。今日のお話の中でも、有効に使える事業と補助金はいっぱいあるのですけれども、それを使っていくには、進めていこうという気持ちと、それをフォローする手だてを何とかここでつくっていかないと、これができないと思います。

そういうことで、副町長に振るのですけれども、やはりこれは課を横断して、このことについてプロジェクトチーム、そういうものをつくっていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、その点どうですか。

議長 副町長。

副町長 まず、自治組織の再編につきましては、以前に議会でも答弁してはいるのですけれども、公民館が44あって、行政区が29ということで、様々な地域の課題、今いろいろもろもろ出てきましたけれども、高齢化でなかなか役員のなり

手がないとか、いろいろ除雪、あるいは空き家、様々な地域の課題、そういった自治組織の見直しということで、今ふるさと振興課と、それから教育委員会の生涯学習課と一緒に自治組織の在り方について検討を進めているところでございます。それについては、今年度中にある一定の町としての取組の方向性を示せばいいなということで、今取り組んでおります。

一方で、今農業振興課のほうでこういった国からの新たな交付金の制度というのが示されて、これは全額国から交付金が増えるわけではなくて、町の負担もその交付金が増えることに伴って出てくるわけでございますので、そういった部分も、デメリットというわけではありませんけれども、町の負担も伴いますよということはお理解いただきたいなというふうに思います。

そういった新しい制度をうまく活用しながら、地域全体の自治組織を強化して、地域で取り組めることは取り組む、町で支援しなければいけないことは町で支援していくという、そういった体制を構築していかねば駄目かなというふうには考えておまして、今ご提案のあったプロジェクトチームということに関しては、今取り組んでいる状況を踏まえて、来年度に向けて検討していきたいなというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 何とかこういう有効な事業を進めていただければと思いますし、公民館、いずれ地区を今年度中にやるといっても、それはある数をどうするかというふうには見えなくて、これまでもいろいろやってきたのですけれども、ただ今の話は中身ですよ。何ぼ小さくても、大きくても、この地域で生きていくのだということをおっしゃっているわけで、そこに対して町が単純に事務処理等をやれる体制が取れば、大きくても、小さくても、そこでは一生懸命頑張るのだということをおっしゃって進めていくことがかなり重要なことだと思います。いずれ何とか

検討してもらって、財政的にも大変なところをどう乗り切っていくのか、そしていかに各地域がやる気になっていくかというところを一緒に進めていかなければならないと思います。

いずれこれで終わりますけれども、持続的なまちづくりを継承していくには、農業の位置づけがかなり大きいのだということを改めて学んだわけですが、食料・農業・農村基本計画が進めるものは、まさに国造りと感じています。これを西和賀の施策と結びつけ、大いに活用していくことをお願いといいますか、確認して、質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。大雨の被害について。これは町長から前段話がありましたけれども、令和2年7月27日から28日にかけて大雨の被害がありまして、全体の被害状況と対応経過について、改めてになりますけれども、これについてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 7月27日から28日にかけての大雨に伴う全体の被害状況と対応経過についてお答えいたします。

初めに、全体の被害状況についてですが、大雨警報、洪水警報が発表されるなど、短時間で急激な降雨となり、河川の氾濫などが心配される状況にありました。幸にも人的被害はありませんでしたが、泉沢地区、弁天地区、太田地区において住宅7軒で床下浸水の被害がありました。その後の対応により、被害の拡大はなく、いずれの住宅についても28日中には浸水が解消されております。

次に、町道、河川の被害状況についてですが、沢内地区において特に被害が多く発生しており、町道関係では町道安ヶ沢線、町道七内本線、町道東側幹線など、13路線で土砂崩落、道路の冠水、路面洗掘などの被害を受けておりますし、河川関係では安ヶ沢川、桐沢川、和佐内川、野口川、下の沢川など、19河川で河川の増水による護岸崩落や護岸ブロック流出などの被害を受

けております。

農業施設についても沢内地区で被害が多く発生しており、若畑地区、川舟地区、長瀬野地区、泉沢地区などにおいて頭首工や水路への土砂の流入、農道の路肩決壊など、24件の被害を受けております。

農作物等については、長瀬野地区、前郷地区、鍵飯地区を中心に水田の冠水、土砂流入などの被害を受けております。

林業関係については、林道高畑線、林道下の沢線など、6路線で小規模な路肩崩落や路面洗掘などの被害を受けております。

ライフライン、庁舎、医療、上下水道施設、学校等においては、被害の報告は受けておりません。

また、災害対応については、被害のあった道路、施設等を所管する課において対応しているところであり、軽微な被災箇所については既に復旧作業を終えている箇所もありますが、復旧作業に伴い、予算確保が必要な箇所等については、予算確保の上、早期に復旧が図られるよう努めているところであります。

次に、大雨警報等の発表に伴う対応経過についてですが、28日2時9分に西和賀町に大雨(土砂災害)警報が発表されたことにより、同時刻で西和賀町災害警戒本部を設置しました。その後、土砂災害警戒情報、洪水警報が発表され、河川の増水等による災害発生のおそれが高まったことから、5時45分に沢内地区3か所の避難所を開設し、6時に沢内地区13行政区に対し、避難勧告を発令しました。8時30分に災害警戒本部会議を開催し、これまでの被害状況の情報共有を行うとともに、各課に対し、改めて所管施設等のパトロール及び被害状況の収集を行うよう指示しております。

その後、和賀川の水位が0.5メートル以下になったことから、16時40分に避難勧告を解除し、同時刻で沢内地区3か所の避難所を閉鎖しております。

19時20分に大雨（土砂災害）警報が解除されたことに伴い、町災害警戒本部を廃止しております。

なお、沢内地区3か所に開設した避難所への避難者はおりませんでした。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ここで、予算が伴う大きな被害等ということがどれだけあるのかということと、もしあるとすれば今後どういう進め方でいくのかということを伺いたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 各課のほうで所管しておりますので、まず基本的な考え方としては、今ある予算の中で対応可能なものについては対応していると。それ以外に、予算を確保する必要が、修繕費とか、そういう部分で予算が不足する部分については、予備費の重要や、あとは今回の補正予算でお願いするなど、予算の確保を行った上で、復旧に努めていきたいというふうな考え方しております。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、予算も伴うことですから、ちょっと一概には言えないと思うのですが、生活する上で差し支えがある重要なところもその中には含まれているのですか。それはあるとすればどの辺になりますか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今の話の予算の関係ですけれども、生活に直結するような、早急に対応すべきというふうな部分については、まず予算を確保してというふうな部分には含まれておりません。今後予算を確保してというのは、主に道路、河川、あと林業関係の林道等、そういうふうな補修に係るものであります。

議長 刈田敏君。

1番 最後になりますけれども、今回のような大雨の時点で災害に対する調査、それはどうい

うふうに行われたかということです。各課が、時間的なこともあるのですが、回ったというか、それからでなければ自己申告というか、電話で連絡来たところをまとめたというか、その辺はどのようになっていたのかお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回の災害の対応で、被害情報の収集の点についてということでお答えいたします。町のほうで災害警戒本部を設置した後、その時点では余り雨が多くなくて、その後急激に降雨量が増えて、河川の増水等が心配されるということで、課長、課長代理級の職員に対しては、6時13分に参集メール、各勤務場所に集まるようにということで、加えて所管する施設の被害状況なり、パトロールをするようにメール送信をしております。

各課長におかれましては、その後課内の緊急連絡網を使って職員に参集の指示を出しております。勤務先の庁舎にそれぞれ職員が集まり、課長の指示で被害状況のパトロール等を行っております。

その後、町民の方、あと消防団の方々からの被害情報は随時役場総務課のほうに集約しております。その被害情報をまとめて、8時30分に警戒本部会議を開催して、情報の共有を行った上で、引き続き被害状況等の情報収集に当たっていただくよう指示したものであります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 昨今のテレビを見ると、台風によってすごい被害を受けているところで、今回西和賀町はそこまではいかなかったわけですが、この後一般質問でまた災害のほうはあると思うのですが、やはり未然に防げるというか、連絡体制等、もう一回改めて検討することもあると思いますので、そういうことも進めたいと思います。

今回改めて感じたのは、やっぱり農業の大切さです。そこを何とか今回の食料・農業・農村基本計画、そこは重要ですので、これをきちっと自分たちのものにするように、何とか頑張って、所得、それから気持ち的にも持続できる西和賀町を目指していける体制を取っていただければと思います。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで2時10分まで休憩いたします。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 北村嗣雄でございます。今回もまた一般質問させていただきます。よろしく申し上げます。私の質問事項は、資料でございますように、西和賀土地改良区の在り方、それからもう一点ですが、行政の在り方について質問させていただきます。

最初に、土地改良区の在り方についてですが、沢内地区ほぼ全域を抱える土地改良区であります。この中に貝沢地区は入っていないわけですが、若畑地区より大野地区まで全農家、水田所有者が加入しておられるようでございます。そうした中で、町はこの土地改良区の運営と現状をどう見据えているのか、まずこのことを伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの北村議員さんの質問にお答えしていきたいと思います。

土地改良区に対する町の考え方についてのご質問ですが、西和賀土地改良区では、現在太田・下巾地区において土地改良事業を実施しております。さらに、川舟地区においては来年度の

事業採択を目指して取り組んでいるところであり、持続可能な農業にしていくためには、土地改良区の事業は重要なものと認識しております。しかし、時代とともにその役割も大きく変化してきており、それらの変化に応じた対応が求められているものと思っております。

現在水田農業は農地集積が進み、少数の大規模経営体が大面積の農地管理を担う状況に変化しており、また水田整備の状況も地域によって異なり、1ヘクタール区画の圃場もあれば、条件の悪い借手のつかない圃場もあるなど、土地改良区からの受益と負担に対する地域や農家の受け止め方にも大きな相違が生じて来ているものと理解しています。

このことから、農地整備率の低さ、老朽化した土地改良施設の修繕、さらに土地改良区の業務改善、対象農地の再考、経常賦課金の在り方などの様々な課題解決に向け、会員同士が十分な議論をしていただき、対応していただくことが不可欠と考えております。

町の考え方につきましては、これまでも申し上げてきたところですが、土地改良区から今後の対応案をお示しいただき、その上で必要な部分に対して町として支援していかねばならないと、そのように考えているところであります。

議長 北村嗣雄君。

2番 この組合員は、土地改良区は会員が受益者737名、そして維持管理水田、これは9万287アール、こうした町全体の約56%近い水田を保有しているわけですが、この土地改良区もいろいろな諸課題について町のほうに要望なり、あるいはいろいろな支援の要請書が土地改良区、そして組合員からも出ているわけですが、これに対して町では、私の経過から見ますと、平成24年あたりから当議会でも数えて3回ほどの懇談会が持たれております。町としての話合いが、私の資料から見ますと約20回ほど今回まで持たれてきております。昨日も総代会が持た

れたようですけれども、そうした中で過去をたどれば7年余りになるわけですけれども、今いろいろ農業の状況も高齢化とともに人口減少、特にこの組合員の年齢層は60代から80代まで、それ以上の組合員の方もいらっしゃるようですけれども、約7割方を占めております。

そうした中で、やはり今組合員とともに土地改良区が要望してきているのに、今日まで解決策が見えなかったというのは、当然協議したわけですけれども、その辺は町でどのように捉えているのか。そして、今後農業に対する、土地改良区に対する町の考え方、今町長からもお話はいただきましたけれども、改めてお伺いします。

議長 細井町長。

町長 西和賀土地改良区の果たしてきた役割については、先ほど申し上げましたとおり、西和賀の農業振興に多大な貢献があったものと考えております。

改良区よりの要望であります。平成29年9月21日付で西和賀土地改良区運営等に関する要望書を頂いております。要望書の中身は、大きく分けて2つの項目となっております。1つ、基盤整備事業実施に係る受益者負担の廃止、2つ目、組合員の経常賦課金をゼロにするための不足分1,500万円の負担の2点となっております。

町の考え方としては、最初の1の基盤整備事業に係る受益者負担の廃止については、県営事業を導入する際、現在5%の受益者負担ではあるものの、農地集積を行うことで受益者負担ゼロも可能なことから、地域に努力していただくことも必要であります。現在の負担率でお願いする旨回答しております。

2番目の経常賦課金の助成については、赤字補填を永続的に町で負担することは困難であり、改良区の在り方について検討していただきたい旨の回答をしております。

以上であります。

議長 北村嗣雄君。

2番 過去の責任を取ってもというか、正しても何も出てこないわけですけれども、7年余りの経過の中で、この農業問題は土地改良区がこの組織に700名余りの組合員を抱えて経営してきたわけですけれども、土地改良区そのものの自助努力はもう当然必要なわけですが、ただ町にその支援なり、またいろいろな相談をしてきているわけで、その辺がやっぱり適切にかけなかったのかなと、欠けてはいなかったのかなというのが私の感じるところでございます。

今町長のほうからも話がありましたけれども、いずれ組合員の意向としては、最終的には解散も視野に入れての検討がされているようですが、今後の懸案事項になっているようですが、ただ西和賀の農業を今後も維持し、そして町を守る上で農業は基幹産業の一つでもございます。ですから、農業問題の政策の一環として、やはりこの問題の解決にも何か町としては対応策がないのか。即はできないにしても、今後受益者の負担の軽減についても、一層町の検討が組合員は期待しているのではないかなというふうに感じるものでございます。

私も貝沢に住んで、この基盤整備した、あるいは土地改良区の組合員の方の水田もお借りしております。確かに話を聞きますけれども、やはり実際に小作として私どもからいただいても、負担が多くて何の魅力もないし、それからむしろ逆にそれでは足りなくて、高齢化になれば年金の取り崩しというか、それで賄うような状況で、年末にはいつも思いやられる、大変だというのが大方聞こえております。

今後の対策として、やはり町としては可能な限り早くこの土地改良区に関わる問題について、解決策を見ていただきたいなと思います。改めて、できれば町長の見解を伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 先ほどそれぞれの役割も時代とともに変化する内容があるというようなこともお話し申

し上げました。その辺も含めて、今後の土地改良の在り方等についての所見を述べてみたいと思います。

西和賀の農業は、ご案内のとおり水田農業が中心ですが、農業法人、集落営農組織への農地集積が進み、農業構造も大きく変化しております。平成23年度は、10ヘクタール以上の経営体は14経営体、合計面積288ヘクタールだったのが、令和元年度には24経営体、666ヘクタールと大きく伸びております。50ヘクタール以上の経営体も3経営体に増え、確実に大規模化が進んでいます。作目においても、町村合併時にはほとんど作付がなかった大豆、ソバが主力作物に成長しております。

今後の課題として、大規模化に対応していく転作作物もしっかりと栽培できる基盤整備を計画的に進めていく必要があるものと考えております。

農地を安心して貸借していくためにも、基盤整備は必要でありますし、逆に条件の悪い圃場については将来的な圃場整備も含め、その利活用について地域で相談し、利用不可能と判断される農地についての負担軽減等、農家負担の在り方について改良区とともに十分に検討し、農地の活用を図っていかねばならないと考えております。

これまでの協議の中でいろいろありましたけれども、事業の担い手であります土地改良区そのものが課題に対してどういう解決論、方法論があるのかということをしかり整理いただきまして、町とともに解決策を検討するということができれば、なかなか答えは出てこないわけですから、今せつかくそこに着手しましたので、その具体的な問題点について今後協議していけば、道は開けてくるだろうというふうに思っております。

そういう事業主体同士が、きちっと事業主体の方が問題点を分析することによって、基幹産業としての農業が成り立つものと考えておりま

す。

議長 北村嗣雄君。

2番 ぜひ町として私が期待していますのは、予算というか、そういうお金の支援ばかりではなく、解決策としての行政的指導の立場でも責任を払って、農業を今後所有者が安心して、今も町長がお話ししましたけれども、そこには受託者の協力も必要だと思いますし、安心して貸借できる、そういう仕組みがやっぱり私も早期な改善策が求められると思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に入りますが、行政の在り方ということで質問事項には入れてはいますが、実はここに2点ほど入れておきます。地域格差の是正についてなのですが、これは地域といっても、西和賀の場合は、北は雫石町、南は秋田の県境まで西和賀となっていて、県道1号線を中心として、恐らく半径五十何キロぐらいにはなると思うのですが、そうした中で、これは今即出た話ではないのですが、問題ではないのですが、特にいろいろな料金やら、それから日常生活の中で、やはり花巻農協が生活の場としてここ太田にあったわけですが、それが移転された。そのこともあり、いろいろ町の支払いに対する窓口が今の現状ではなかなか地域的に大変だという住民の声が多く出ております。

特にも私も住んでおりますけれども、川舟から以北になる住民に当たっては、やはりこの料金の窓口の開設については、現在町としては税金とか公共料金の払込みは北上信用金庫、それから花巻農協本店、支店となっています。それから、水道料金については、これは花巻農協、それから北上信用金庫、岩手銀行、北日本銀行という窓口になっております。中には、希望者によっては郵便局の支払い書も提出というか、申請者には送るという話になっているようですが、この件について住民からはなぜ一本化してもらえないのか。コンビニまで行けば大変助か

るのですけれども、コンビニまで使用しなくても、農協の各支店とか、それから岩手銀行、このぐらいを含めて窓口を開設していただきたい、あと郵便局というのは、やはり以北ばかりのみならず、町外のほうへの通勤労働者も結構おる以上、生活、仕事を通しての支払いとかも可能になると。ぜひこれを町のほうに検討いただくというか、速急な取組を要望してほしいという話も出ています。この件について、町としては今の現状でどうしてもいくのか、それとも幾らかでも可能な検討ができるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

議長 税務課長。

税務課長 町の公共料金、利用料金等の取扱い窓口に関する質問に関してお答えします。

初めに、町の各種税金、介護保険料、水道料金、住宅料といった公共料金、利用料金等の支払いについては、北上信用金庫あるいは花巻農協、今言った岩手銀行、北日本銀行も含め、そういったところで納付いただいているところです。先ほどお話にあったとおり、郵便局でも納付ができるような対応をしているところです。

質問からちょっと外れるのですが、新たな取組として、今回の補正予算に計上させていただいておりますスマートフォンから納付できるスマホ決済、それと全国のコンビニエンスストアから納付できるコンビニ収納により、これまで以上に納付者の利便性を高め、今の新型コロナウイルス感染症対策に対応したキャッシュレス化事業に取り組むたいと考えております。

なお、この事業については、開始時期は準備に1年以上要することから、令和4年度に実施をしたいと考えています。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 この場合、例えば申請者によっては別の払込票を送付するというものですが、1枚で一括した、誰でも頂いた払込票で払込みできるというような体制はなり得ない、難

しいわけですか。

議長 税務課長。

税務課長 郵便局の専用の振替用紙のことと思います。それは、税金でいきますと税目ごと、あるいは水道、住宅、それらを一つにできないかということではないですか……

2番 窓口をどこにしても、1枚のあれて、1枚ということは、今は限定になっていますよね。例えば税金、公共料金……

議長 北村君、ちょっとマイクを使ってください。

2番 公共料金でも、郵便局というのは希望者に対して出すということですよ。住民からすれば、郵便局で払いたいからという電話をかけるというのは、高齢者でも住民の方でも何となくやっぱり違和感というか、おっくうだと。だから、共通の1枚にしてもらえないかと。これは、雫石、矢巾、紫波とか盛岡では共通してやっているのです。私も確認したのですけれども。ですから、送っていただいたので郵便局でも銀行でもどっちでも払えるのだと。何で西和賀だけが、それは確かにいろいろ経費等の問題も出てくると思うのですけれども、ちょっとその辺、私も確認したいと。

議長 税務課長。

税務課長 農協さんが統合してなくなる際に、令和2年度当初から納付書が、税務課の場合は軽自動車税から始まって、納付書が次々出ていくわけなのですが、今年から郵便局で納付できるようにお知らせをしております。納付書の中にお知らせを入れておきまして、郵便局で振込したい希望のある方は電話をくださいと、連絡をくださいというお知らせを入れております。その連絡をもらって、こちらで連絡をもらった納付書、郵便局専用の払込票に印字をして、金額まで入れたものをお届けしております。そうすると、その人はそれを郵便局に出すと、転記する必要がないので、楽になるのかなと思ってございます。それは税金だけではなくて、住宅料、

水道料、確認しましたところ、どこの課でもそういう対応はしているということは確認しております。

これからのことになると、先ほどお話ししたとおり、スマホ決済、キャッシュレス化事業が始まりますと、納付書が統一化されます。それによって、郵便局で一々書換えをしなければならない部分が省略されて、納付書でもって郵便局でもコンビニでもどこでも納められる統一化された納付書ができますので、キャッシュレス化事業に取り組んだ場合にはそういうことがなくなるのかなと思っています。

議長 北村嗣雄君。

2番 私が確認しているのは、1枚の納付書で全窓口が共通してそういうあれはできないのかと聞いているのです。というのは、民間ですけれども、払込用紙は、例えば水道料金とかガス料金とかは、あれはATMでも自動的に払込みできます。ですから、それまでではなくても、農協さんでも花巻農協は本支店となっているけれども、農協でも雫石、向こうの岩手中央農協の場合は、その納付書を持っていっても扱いきれないのです。ですから、農協さんも今統合しているわけです。あれで、農協さんは。ですから、そういうのを検討して、住民がどこでも払込みできるような、そういう共通したものができれば、本来は結構払込みにも実際納付者が助かるのではないのかなと、まずそう感じております。

その辺は、いろいろ事情あるかもしれませんが、ただそういうのはよそではもう取り組んでいることなので、よその地域では。ですから、ちょっとその辺、西和賀では人口も減少している、こういう地域格差も出ている中で、住民の人口も減ってきているわけですけれども、ただ地域格差の是正に当たっては、やはりそういうことも必要ではないかなと思うところでございます。

議長 税務課長。

税務課長 様々な意見を頂戴しました。その意見を踏まえて、来年できることは来年やりたいと考えておりますし、今お話ししたキャッシュレス化事業、これに向けて今進めているところでございますので、それと併せながら検討していきたいなというふうに考えてございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ぜひとも可能な限り、住民の希望というか、そういう要請に応じていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、次にですけれども、町役場の窓口の業務、これはあくまで一部生活的な業務になるわけですが、テレワークを利用した地域への開設というのは、特にこれは地域格差に対して、庁舎も現状維持の太田、それから湯田と、継続するようですけれども、今公共バスも廃止になり、おでかけバスによって住民の足も何とかがつなっているようですけれども、ただ高齢化とともに、自車運転はやっぱり大変だなという方も出てきております。そうした中で、特にこの庁舎含めて遠い方は、そういう利用のできる地域の開設を希望している方が結構多いのですが、今後の見通しというか、町の考え方について、もし所見があるようであればお伺いしたいなと思います。

議長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。

役場窓口の地域への開設ということで、それは公民館等を利用した地域での臨時的窓口開設ということでお答えして……

2番 場所は余り特定していないのですが、例えばですよ、実例とすれば、川舟以北の場合だと、公民館なり、そういうのが利用できて、そこに一つの窓口を開設できるとすれば、それは町で検討していただく形になると思うのですけれども、日常の特に町民課の窓口業務、可能な限りであればすぐ住民は、これは今要望している、私は今声出したけれども、結構以前からいろんなどころであればというので出ている事案

でございます。

議長 町民課長。

町民課長 今例えばということで公民館ということもありましたので、公民館等を利用した地域での臨時窓口開設についてお答えいたします。

住民票、戸籍、印鑑登録、納税証明書などの各種証明書の交付や保険証、受給者証などの発行等、窓口業務は、現在ほとんどがそれぞれの電算システムで行われております。同様の業務を各公民館等を利用して行おうとした場合は、住民情報や税システム、戸籍システムなど、それぞれに専用のPCやプリンターなどを新たに整備する必要があることと、それに伴って職員の配置も必要となることから、開設については難しいものと考えております。

なお、住民票、戸籍、各種税証明については、郵送での請求も受け付けておりますので、ある程度送付日数はかかりますが、まずはお電話等でご相談いただければと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 そうすると、検討の余地もないということですね、今のお答えをお聞きした上では。それはなかなかできないというか、はっきりいただきましたけれども、ただ地域格差の是正に当たっては、やはり地域を守る、あるいは地域の住民に対して、住民への幾らかでもそうしたサービスというよりも業務のあれというのは必要ではないかなと思うのですけれども、基本的に考えて、町としてそういうのを含めて、町民というか、住民をどう見据えているのか尋ねたくなるわけでございますが、再度そうした声があるのだということを受けて、即はできないにしても、やはり地域的に見ていろんな関係から検討していただいて、ぜひお願いしたいものだなというふうに考えるわけですが、確かにそこに派遣する人事なり、常設する設備等で当然経費はかかります。しかし、それは一、二年ではなく、可能な限りそこに住む住民を、地域を守る上でも、やはり大事ではないかなと、そういう

視点からも町としては検討していただいてもよろしいかなと思うわけですが、町長なり副町長……

議長 北村さん、マイクにちょっと近づいてお願いいたします。

2番 もしお考えがあればお願いします。

議長 細井町長。

町長 今議員さんがおっしゃるとおり、用足しに非常に不自由な地域に住んでおられる方は、本当に苦しんでいるのだなというふうに思います。ただ、それを全面的に解決するのは、なかなかそう簡単な方法ではないというふうに思います。

議員さんが今ご指摘のように、それなりのパソコンとか、いろいろな機器を持って行って対応してもらいたいというふうな希望があったのかもしれないけれども、電算システム等を持ち込むとか設置するというのは、ちょっとこれは現実的には難しいかなというふうに思いますので、どういう方法でいろんなサービス受けるのに不利な地域にいらっしゃる方に対応できるかということ、ちょっとこれは研究を要するかというふうに思います。いずれ電算システム、そういうシステムをもっと運び込んで、一括で簡単にできるというのは難しいと思いますけれども、ちょっと勉強させていただきたいと思えます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ぜひとも、即はできなくても、予算等も当然開設するとなればそれなりの資金も要します。ただ、やはり地域的な今後の状況を見据えて、幾らかでも必要と、あるいは必要と見た場合、見られる状況があるとするならば、お互い住民のために検討いただければと思います。

一応私の質問はこれにて終了します。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで3時まで休憩をいたします。

午後 2時48分 休 憩

午後 3時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 高橋宏です。よろしく願いいたします。最初のほうで紹介がありましたように、今9月定例議会はリンドウ議会ということで、花を提供していただいた花巻農協、下前の畠山さん、あとは廊下を見ますと、議場だけでなく廊下等にも花を生けていただきました関係者の皆様にお礼申し上げます。

花巻農協のほうから情報提供ということでいただいているのですけれども、毎年行われているフラワーコンテスト、9月4日に全農いわて主催で行われたようです。県内から148点出展され、その中で新山の吉田秀子さん、旦那さんは久志さんですけれども、出展したリンドウが最優秀賞に当たる農林大臣賞を受賞して、県下でナンバーワンという評価をいただいたようです。この賞は、4年前に同じく新山の吉田孝男さんが受賞して以来、2回目の受賞となるようですけれども、西和賀の花農家、コロナ禍の中で大変頑張っていただいております。我々議会、町当局と連携しながら、応援していきたいと思っております。

このようなきれいな花が飾られた中ですので、冷静に実のある議論をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今回私が通告しております最初は、庁舎の在り方についてであります。私が今回一般質問する趣旨は、3月の定例議会において可決された湯田庁舎の改修工事、耐震補強工事及び老人福祉センターの改修工事そのものを否定するものではなく、将来の西和賀町にとって役場庁舎はどうあるべきかについて、町当局と議論しようとするものであるということを最初にお伝えしたいと思っております。

ただし、将来を語るには、過去を振り返り、現状認識を共有する必要があります。そういう観点から、以前の質問と一部重複する場合がありますかと思いますが、ご容赦願いたいと思っております。

最初に、3月の定例議会、同僚の北村議員さんの一般質問の答弁の中で、町長は今回の先ほど言った一連の工事設計、こうした措置を取ったのは緊急対応措置であるというふうに答えております。つまり先ほど言いました湯田庁舎の改修、老人福祉センターの改修、そして最終的にはここの沢内庁舎、開発総合センター、危険ということで解体という、この計画というのは緊急対応ということで理解してよろしいでしょうか、見解をお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの高橋宏議員さんのご質問に答えてまいりたいと思っております。

最初に、お話がありましたように、リンドウ議会ということで、華やかに花を飾っていただきまして、大変ありがとうございました。また、紹介ありましたように、吉田秀子さんがいわてフラワーコンテスト2020の最優秀賞に選ばれたということは、我々西和賀にとっても大きな誇りであり、うれしいことでもあります。既に新聞紙上でも発表されておりました、よかったなというふうに思っておったのですが、この場でご披露いただいたこと、大変よかったと思っております。ありがとうございました。

庁舎の在り方等についての関係については、担当課長等から主に答えていただくことになっておりますが、今工事の設計等に着手しておりますけれども、これは建物が危険な状態になっているということのきっかけでもって着手しているものであります。

議長 高橋宏君。

8番 緊急対応であるというふうに私は理解いたします。

同じく平成17年の合併当時、分庁制を取るに当たって、地域のバランスを取るというふうな

記述があります。重ねての質問になるかと思いますが、今回は緊急対応のため、地域のバランスが崩れた分庁制ではないかと考えておるのですけれども、その地域のバランスの崩れた分庁制というのは、合併当時と違って、町長、副町長、教育長、三役とも湯田庁舎に移ると。議会議場も湯田庁舎に移って、改修した後の沢内庁舎には会議室も設置できないというような状況ですので、これでは地域のバランスを取れた分庁制にはならない、しかしこれも先ほど言ったように緊急的措置なので、ある程度は我慢していただきたいとか、そういうことで緊急対応ということでこのような分庁制を続けていくという理解でいいですね。

議長 細井町長。

町長 旧町村の地域のバランスが崩れているというご発言がございました。旧湯田町、沢内村合併時、この協議のとき、議員の皆さんに非常に腐心して心していただいたのは、旧町村がバランスよく新町をつくりたいというのが大前提になっていたというふうに思います。そして、それを執行していったというふうに考えています。

ただ、合併からもう15年も経過しています。その時点のバランスというものにいまだにこだわってまちづくりを考えていたら、私はこの町は幾らでも遅れていこうというふうに思います。もう一つになった西和賀町ということを含めて、全面的に打ち出して、それぞれの地域の特性、特徴、持ち味を生かすというような発想でもって、物事は考えていくべきかなと思っております。

それから、ただいま発言のありましたやってみていろんなものが出て、不足のものが出てくるかもしれません。それに対しては、どうしても必要なものは弾力的に設置なりをやっぴり検討するという勇氣も必要かなというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 バランスの崩れたという表現には、いろいろ見解の相違があるようではございますけれども、合併当時10年は、先ほど言いましたように、分庁制を続けるということで、15年が経過して、そしてまた今回もこの庁舎の老朽化の調査をしたところ、とても改修はできないということで、緊急対応を行ったということでありまして。根本的に西和賀町の庁舎は分庁制を続けるのか、それとも新庁舎に向けて基金の積立てを始めていくのかということは決まっていないということで私は理解しておりますけれども、そういうことでしょうか、見解をお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 庁舎については、分庁舎でいくということと以後に、新たな議論はされていないというふうに認識しております。

議長 高橋宏君。

8番 3月の施政方針のほうでも、新庁舎の必要性を町長は言われておりますし、先ほど言いました北村議員の質問に答える中でも、建設基金については来年度中に検討してまいりたいと、3月議会ですので、来年度中というのは令和2年度中という意味だと思うのですけれども、新庁舎については検討していきたいということになっております。

根本的議論は、町長にも新庁舎の考えはあるということではございますけれども、これについてはまだ決まっていないということではいいですね。

議長 細井町長。

町長 今後の将来を考えた場合、新庁舎が必要かどうかということは当然検討課題になってくると思います。庁舎の建設には、相当な準備期間を要すると思いますので、それを見越した中でいろいろな検討に着手するというのは必要なことかなというふうに思っています。

議長 高橋宏君。

8番 同じく3月の議会でも、西和賀町庁舎について、町民参加の議論・検討を求める請願というのを私紹介議員として出させられました。

予算は可決されたわけですが、この請願書は採択されました。その採択された請願書について、どのように進行しているのかということで当局に問い合わせたところ、6月30日に請願の処理経過ということで報告いただいております。

この中では、3月議会の繰り返しになるのですけれども、西和賀庁舎の改修検討委員会を開き、平成28年頃から29年、30年、令和元年と、庁舎の在り方検討会を職員を交えてずっとやってきていると。これからもその方向で進んでいきたい、町民には町政懇談会、議員には議員全員協議会等において説明を行いながら進めていきたいということで、検討委員会を設立するという文言はこの中には書かれてもいませんし、この中からそういう検討委員会を設立するという計画はないように見えるのですけれども、検討委員会を設立するというお考えはないのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 今までもそうであったとおり、いろんな新規事業に着手するときは、検討委員会、住民懇談会等、いろいろ周知を進めながら、意見を聞きながらやってきておりますので、今後もその進め方には変わらないというふうに認識しております。

議長 高橋宏君。

8番 私は、合併から15年が過ぎて、先ほど言うように、庁舎についてはまだ将来設計ができていない状況だと思っております。そういう思いもありまして、紹介議員としていち早く検討委員会を設けてほしいという要望を出してまいりました。

今回の事業を進めるに当たっても、新庁舎建設か分庁舎をそのままするかを決定せずに進むわけにはいかないはずだと思っております。仮に10年後に新庁舎を建設することが決定していれば、湯田庁舎の耐震工事は必要ですが、補強、修繕については最低限、例えば今までの沢内庁

舎のような対応にならざるを得ないと思っておりますし、分庁制を続けるにしても、当初計画では沢内庁舎は20名程度の会議しかできないということでしたが、コロナ禍が進行している現在では、3密回避を考えれば、実質会議、集会のできない庁舎になるわけで、とても私は地域のバランスの取れた分庁制になっているとは思えません。

このように、見通しを立てて庁舎工事を進めなければ、結果的に無駄な資金を使用することになると思っております。いち早い検討委員会の設立、重ねてお願いしたいのですけれども、そのお考えはありませんか。

議長 細井町長。

町長 今進めている庁舎の検討については、その考え方はございません。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど言いましたように、町から頂いた報告書を見たときに、検討委員会設立の準備は町当局では行っていないということで、請願を出しました4団体を中心といたしまして、それでは次は要望書を出してみてもどうかということで、西和賀町の婦人連絡協議会、花巻農業協同組合地域青年部、花巻農業協同組合女性部西和賀支部、西和賀町森林組合青壮年部の方々と話し合い、要望書という形で昨日町長に署名を添えて提出いたしました。

町長は、非常に忙しい中での対応だったかとは思いますが、要望書という形で署名を集めたこと自体に不快な思いをされたかもしれませんが、昨日は先ほど言いました4団体のうちの3団体、婦人連絡協議会と農協の青年部と婦人部の皆さんと一緒にいったわけですが、各団体3名と一緒に挨拶に行ったのですが、町長からは何の挨拶もありませんでしたし、そのことに一緒に行った参加者からは非常に失望感を覚えたというふうに言われました。

長らく日本の首相を務められた安倍首相が退陣の発表をされた際、政治は結果が全てであると言われておりました。規模が違うとはいえ、

長らく首長を務められた細井町長も、よかれと思ひ、行政運営をされてきたと思ひますが、それが伝わらなければ真摯な反省が求められると思ひております。

改めてお聞きします。今回庁舎の在り方検討委員会設立要望書という形で1,382名の方々が署名をされました。その中には、町の方針そのものを知らなかった、知らないうちに進んでいくのかとか、分庁制ではなく、あまり立派でなくてもいいので、新庁舎を1か所に建設して、用足しのしやすい形にしてほしい等々、様々な思ひで署名をしていただいた方々ばかりです。いづれ町の方針を100%よしとはしない町民の思ひを聞いて、庁舎の在り方を検討してほしいという1,382名の声があることに間違いはありません。この声に町長はどう応えていただけますか。

議長 細井町長。

町長 署名活動をしてお届けいただいたことに対しては、それなりの一言お礼を申し上げたつもりでございました。これは署名ですから、頂いたわけでございますけれども、町内の中にはそれなりの意見があるということで受け止めたところでございます。

今後いろいろな政策立案のときに、そういうことを参考にしながら進めていくべきものだと認識しております。

議長 高橋宏君。

8番 また前のことを持ち出して申し訳ありませんけれども、3月の議会ときに町民への説明が十分でしたかという北村議員の質問があったのですが、町政懇談会には6か所、153名の方々、その後も115名の方々に説明をしてきて、町民には十分説明したという回答になっておりますけれども、数だけというわけではありませんけれども、それと比較してもかなりの人数の方の署名だと思いますけれども、重ねてお伺ひいたします。これだけの数の方々の要望という形に比べて、この検討委員会設立という形

はできないのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 それなりの手続を踏んで物事は進めているつもりでございます。町内にそれなりの意見はあるということは十分に認識しております。それをもって、また元に戻して、検討委員会を設置して、今回の工事にそれが影響するというようなことは考えておりません。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど私申し上げたように、この工事自体を元に戻すという考えではなくて、将来にわたって西和賀町にとって新庁舎1つがいいのか、分庁舎がいいのかを決めてから今回の工事を進めてほしいという、そういうつもりで質問していますし、この署名をいただいた方々、この署名の文書にもそういうつもりで将来の在り方について町民と一緒に考えて、そして進めてほしいのだと。繰り返しになりますけれども、沢内庁舎が危険で取り壊す等々の一連の工事自体に反対するものではなく、将来のことを決めて、そして進んでほしいという、そういう意味での要望であります。

繰り返しになります。今の計画を全て振出しに戻して始めてほしいという意味ではないので、検討委員会設立ということを考えていただいてもいいのかなと思うのですけれども、もう一度見解をお願いします。

議長 質問者に申し上げますけれども、質問と答弁がかみ合わない部分が多々あります。それから、やっぱり質問は質問でしていただきたいです。自分の思ひが通らなければ、再度ずっと繰り返すというのでは、ちょっと質問の趣旨がおかしいので、もう一度町長から答弁いただきますけれども、発展させる形での質問に切り替えてお願いいたします。

8番 先ほど町長が工事を振出しに戻すつもりはないと言われたので、私はそういう意味で聞いたのではなくて、振出しに戻すということではなくて、検討委員会を開いてという、そうい

う意味です、その点について。

議長 細井町長。

町長 先ほど来申し上げているとおりであります。

議長 高橋宏君。

8番 私の聞き方が悪いのか、なかなか議論が前に進みません。ただ、私も春町民の方々と相談して請願書を出して、今回は署名という形で町民の方々からいろいろな意見を聞いて、どうすればいいのかなど、西和賀町にとって将来どうあればいいのかなどということと一緒に考えて進もうとしているものであります。

いずれ今後どういう形でか、西和賀町にとってはいい形にしたいという思いであるということだけは伝えたいと思いますし、そういう思いでいろいろ活動してきたということのご理解はしていただきたいと思います。

それでは、この問題いつまで繰り返しても前に進みませんので、町の防災計画について、次の質問に移りたいと思います。新型コロナウイルス感染症が広がる中、町の防災計画も今までは自然災害についての防災計画だったと思いますが、感染症対策、一緒に自然災害、大規模災害が発生した際、コロナ対策も併せた形で計画が必要になってきていると思いますけれども、そのような場合のことをどのように想定し、計画を立てておられるかについて質問いたします。

議長 細井町長。

町長 担当課長のほうから答弁させていただきます。

議長 総務課長。

総務課長 町の防災計画に関する質問についてお答えします。

西和賀町地域防災計画については、国の中央防災会議及び岩手県防災計画の見直しに基づき、平成30年度以降毎年度計画の修正を行ってきたところであり、今年度についても県防災計画等の見直しに基づき、修正事務を進めており、

10月開催予定の防災会議を経て、町防災計画の修正を行う予定となっております。

現在新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大している状況でありますので、災害が発生した場合の避難施設における感染症拡大防止措置が重要となっており、国、県の指導を受けながら対応していきたいと考えております。

現在の取組としましては、町の避難所における感染症対策として、7月臨時議会において議決いただいた避難所対応職員用フェースシールドや防護服、避難所で使用する手指消毒用アルコール、ペーパータオル、避難者受付時の体温測定機器、避難者同士の安全な距離を確保するための間仕切りテント、段ボール製の間仕切りなどの感染症対策備品等の早期納入に向け、事務を進めているところであります。

また、避難所運営についても7月臨時議会において議決いただいた避難所運営マニュアル改訂業務委託について、委託業者を決定し、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等を盛り込んだマニュアルの改訂事務を進めております。

今後避難所運営マニュアルの改訂及び感染症対策備品等の整備を早期に図り、災害時には適正な避難所運営に努めていきたいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 事前に総務課長に災害対応の計画について聞いたときに、感染症予防という一節がありまして、そこに基本的に従って進めるというお話をいただきましたので、私も町の防災計画の感染症予防のところを見ていたのですが、感染症予防班というものがあるとは県の指示に基づいてつくらなければいけないということが書かれておりますけれども、これはどのような方々を想定して、この感染症予防班というものを編成していくのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 感染症予防班については、福祉医療班

が中心となって組織を編成することとなっております。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど総務課長からもいろいろ今回のコロナ対策ということで資材をそろえているということでしたけれども、感染症予防用の資材をそろえなければいけないというようなことも、調達というようなこともこのページに書かれております。このような時期ですので、なかなか満足に全て注文したものが来る時期ではないと思うのですけれども、現時点でこの感染症予防用の資材というのはどの程度備蓄されているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思えますけれども。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

感染症対策の用品等についての購入状況についてですけれども、フェースシールドについては、まず400個を8月下旬に納品しております。あと、避難所用サーマルカメラについては、顔認証型については既に納品されております。今回議場の3階のところにそのサーマルカメラを置かせていただいております。ドーム型については、まだちょっと納品の時期がはっきりしておりませんが、契約上10月6日までが納入期限となっておりますので、それまでには納入できると考えております。あと、避難所用間仕切り段ボールについても10月6日までの納入期限となっておりますし、間仕切りカーテンについても10月6日までとなっております。あと、簡易テント等については11月上旬、備蓄マット、簡易ベッドについては12月上旬というふうな納入予定となっております。ただ、業者さんのほうには、手配がついた段階で、納入期限前でも早めに納品していただくようお願いをしているところでもあります。

議長 高橋宏君。

8番 様々準備されているということなのですが、コロナに関してはこれほどの広がり

が出ている状況を考えると、防ぐというよりも、もう西和賀町でいつ発生してもおかしくないというような準備が必要だと思われまます。その場合、先ほど言われた備品もそうですけれども、ほとんど消耗品となるような防護服については、介護予防施設、医療関係でもかなり不足しているというようなことも聞きます。一度使用すると使い捨てということで、ある意味幾らあっても足りないというような状況になると思うのですけれども、そのような服もこういう大災害のときには備蓄しておいていただかないと大変だと思うのですけれども、防護服についての備蓄についてはどのようになっているのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

防護服のほうは、ちょっと今手元に資料がなくてあれですけれども、そちらのほうも購入する予定で7月の臨時議会のほうにお願いしてましたので、それについても購入の手続きは進めております。

議長 高橋宏君。

8番 この感染症予防の対策をいろいろ見ていきますと、先ほどの感染症予防班のように、国、県からいろいろ指示が来て、町で対応するというふうになっているのですけれども、県との協議、指示系統、普通災害が起きますと、当然消防署などの協力で、感染症対策というと病院が中心、病院、医療班ということになると思うのですけれども、県との連絡協議というのは当然担当課ということで、例えば対策本部などはどこにつくって、これらとの連携はどのような形で行っていくというふうな想定になっているのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今コロナ対策ということのお話ですけれども、災害対策本部全体の考え方でいきますと、まず湯田庁舎のほうに対策本部等を設置すると。県とのやり取りについては、本部の事務局が担当

することになりますので、総務課の消防防災担当が主に中心となって行うこととなります。あとは、それぞれに総務班、企画班、ふるさと振興班、先ほど言いました福祉医療班等、それぞれ割り振りがありますし、それぞれにどのような対応をするかというのが本部組織として示されておりますので、災害等があった場合にはこれに基づいて動くというふうな内容となっております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 自然災害とコロナ対策、我々も初めての経験ですし、機材はそろえていても実際その事態が起こった場合にはどのように対応するかというのは非常に厳しいものがあるかと思われま

す。私も消防団に入っておりますけれども、一度災害が起きた場合には、連絡、情報というのが非常に重要な部分を占めると思います。消防団には、全ての車両に無線を配備していただいております。西和賀地域全域が全て災害に遭ったというような場合は、これはもう想定外以上の想定外だと思うのですけれども、南北に50キロという非常に広いこの地域のことを考えますと、ある地域は災害を受けているけれども、ある地域は災害がないのではないかという場合が想定されますので、その場合にはそのような機材、先ほど言いました消防署、病院、そして役場と連携した対応、これは訓練等をしていくしかないのではないかなと思うのですけれども、これから町としてこのような対策を取る上で、訓練等の新しい計画等を立てているのかについてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

避難所における感染症対策については、避難者の受入れ時の対応、避難者の滞在スペースの確保、感染症対策備品等の活用など、様々な場面でこれまでと違った対応が求められると考え

ております。町職員をはじめ地域住民、あるいは施設管理者など、避難所運営に関わる者、加えて避難する方、いわゆる地域住民などが一緒になって避難所運営に当たる必要があると考えておりますし、それに向けた訓練を行っていくことが必要であると考えております。

まず、今の段階でいつ訓練を行うとか、そういうふうなはっきりとしたことは現時点ではちょっとお答えできませんけれども、避難所運営訓練を行い、その訓練を行うことで様々な課題等も見えてくると思いますので、その課題を一つ一つ解決しながら、災害時における避難所運営に備えていく必要があると考えております。

議長 高橋宏君。

8番 今回のコロナ感染ということで、様々機材をそろえていただきました。災害は起きなければ一番いいのですけれども、実際災害が起きたときに使い方が分からないとか、そういうことがないように、宝の持ち腐れということがないように、訓練等で使っていただければと思います。

災害のことを考えますと、今年西和賀町に非常に立派な新しい西和賀消防署が建設されました。落成の際、町長は新しい消防署とさわうち病院が隣接するという他市町村には見られない形だと、非常にこれを活用していきたいというような挨拶もされておりましたけれども、私は先ほどから聞いているように、災害が起きた場合は連絡体制を非常に蜜にしなければいけない、県からの指示、国からの指示、こちらからの被害状況の報告等々を考えた場合、やはり役場庁舎が隣接すれば、さらに安心、安全が増すのではないかと思います。町民に対してもそうですし、これから町外移転を考える方に対しても、西和賀町は非常に安心、安全な町だなというアピールができると思いますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 感染症も含めて、防災体制については全

力を挙げてまいりたいと思います。住民の皆さんの期待が大きいと思いますので、これは消防、あるいは医療機関との連携、協議、具体的な詰めが必要だというふうに思います。防災本部がどこにあるかというようなこともいろいろ検討余地にはなるとは思います、関係者含めて協議してまいりたいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 最後は、庁舎のことで防災計画、併せて町の将来について、安心、安全なまちづくり、町民にとって住みやすいまちづくりを考えてほしいという思いの発言でしたので、ご理解いただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで3時50分まで休憩をいたします。

午後 3時38分 休 憩

午後 3時50分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順4番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

淀川豊君の質問が午後4時までに終わらない場合は、終わるまで会議時間の延長を行います。

10番 皆さん、こんにちは。9月定例会初日の最終バッターで質問いたします淀川豊でございます。大分時間も経過をしております、お疲れのところというふうに思いますが、しばし議論にお付き合いをいただければなというふうに思います。

皆様もご承知であるかというふうに思いますが、国内ではコロナ感染症の第1波から、現在第2波の流行が起こっております。岩手県内では、これまで感染者ゼロということでありましたが、現在20名を超える罹患者が発生しており、岩手県内では第1波の流行と言えないのではないかなというふうに思いますし、国内の状況を見

ると、これから秋、冬にかけて、第2波の流行が県内に起こるということは予想できる状況であります。

そういった状況下で、県内におけるコロナ感染症第2波の流行時は、当町においても罹患者が発生するだろうという覚悟もしていかなければならないというふうに感じております。

本日からの9月定例会も、コロナ禍の中開催をされているわけで、平時の定例会とは状況が少し違いますので、個人的にはコロナ感染症対策についての一般質問ということで、重要と思われる事項のみに絞って簡潔に質問をしていきたいというふうに思います。

産業振興等も質問をしたいような事項もありますが、今回はコロナ感染症予防対策について、その中でも個人的には重要と思われる事項についてだけお聞きをしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

私の一般質問は、通告をいたしておりますコロナ感染症対策についてということで、特にもコロナ禍におけるコロナ感染症予防対策への支援についてというところを中心に質問をしたいと思いますというふうに思います。

早速通告に沿って質問していきたいというふうに思います。初めに、議会が要望いたしましたコロナ感染症対策経費の補助については、新ビジネスチャレンジ補助事業の中に追加で補助対象事業に盛り込まれて事業はスタートしているわけですが、7月の全員協議会の説明では、コロナ感染症予防対策については、上限100万円、100%補助であると説明をいただきました。現在町のホームページから西和賀町新ビジネスチャレンジ補助金交付要綱を確認したところ、上限200万円、100%補助となっているようですが、どのような経緯で全員協議会の説明とは違う運用がなされたのか、その点についてお伺いをいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの淀川議員さんからのご質問で
ございますコロナ関係の質問ということですが、
ただいまの質問については担当課長から答弁い
たします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ご質問については私の
ほうからお答えをさせていただきます。

まず、新ビジネスチャレンジ補助事業につい
て、7月28日に開催された議会全員協議会にお
いて議員のご質問に対し、議員がおっしゃった
とおり回答しております。これにつきましては、
説明の際に錯誤があり、改めておわびを申し上
げます。

なお、7月30日、2日後に開催されました臨
時議会一般会計補正予算上程の折に、議員から
新ビジネスチャレンジ補助事業における運用に
ついてご質問があり、答弁の中で感染症対策事
業も含めた事業全体について説明をさせていただ
いており、十分にご理解いただけたものと思
っております。

議長 淀川豊君。

10番 新ビジネスチャレンジ補助事業の説明に
ついて、全員協議会と臨時議会での説明が違っ
たということではありますが、特にもコロナ感
染症対策経費補助については、今課長からも答
弁があったように、私が全員協議会でその詳細
について質問をさせていただいたということであ
ります。そのときの答弁は、明確に上限100万
円、100%補助という答弁をいただいて、その
答弁で、私も質問したものですから、理解をし
ておりましたが、議場で翌々日の臨時議会では
上限200万円の100%補助という事業説明をされ
ていたわけであります。

前々日の全員協議会の説明で、その答弁を理
解していたという私でありましたから、臨時議
会の課長の答弁を聞き逃して、そのまま上限
100万円、100%であるということ误解しなが
ら議案を審議してしまったということで、個人
的にもかなり反省をしているところであります

し、行政の皆様方、あるいは町民の皆様方にも
心からおわびを申し上げなければならないなど
いうふうに感じております。本当に申し訳あり
ませんでした。

今回この質問をするに当たり、私個人の間違
いは100%個人的に認めております。行政の間
違いだけを正そうというものではないというこ
とをご理解いただければというふうに思います。

7月の全員協議会は、その後の臨時議会補正
予算の事業説明をしたいということで開催をさ
れたもので、全員協議会が7月28日、臨時議会
が翌々日の7月30日に開催をされ、臨時議会に
おいて全員協議会と違った事業説明を行いな
がら、そこで明確に答弁訂正、あるいは修正も行
われないうちに説明がされたということであり
ます。全員協議会の事業説明の答弁で誤解をし
た私も悪いわけではありますが、全員協議会の在
り方について、個人的には少し疑問を感じるよ
うな、そういう出来事であったなというふうに
思っております。

また、新ビジネス補助事業の総額予算も決ま
っておりますので、上限100万円、100%補助と、
上限200万円、100%補助では、補助件数が半分
になるということでもありますので、これはやは
り事業の根幹に関わる事項であるということ
であります。コロナ経費対策補助が200万円、8
件で、本当に十分であるのかという議論は、こ
の場でもう少しされなければならなかったの
ではないかなということも思っております。

また、全員協議会は地方自治法が改正をされ、
西和賀町議会全員協議会規定により開催をされ
る議会の中では定例会の次に重要な会議である
と私は認識をしております。そして、臨時議会
では要綱に基づき運用していくという説明と、
適時改正をして事業推進をしていくという説明
をされております。しかし、全員協議会、ある
いは臨時議会でもその要綱についても資料提供
がなかったわけであります。議会からも特段要
綱については資料請求をしましたが、事

業説明の全員協議会時は最低でも要綱等の資料は配付をされながら説明をされなければ、資料不足で事業説明にはならないのではないかなというふうにも感じております。

次の質問に移る前に、本来であれば関連の質問をして、7月の全員協議会について、あるいは今後の全員協議会の在り方について、そしてコロナ感染症対策補助の金額については全員協議会の答弁修正、あるいは訂正をされるべきではないかという前提についても関連で質問をしていきたいというところではありますが、少し通告外になりますので、今回はその質問をしないで、また別の機会にしたいというふうに思います。そういったことを私が感じているということをご理解いただければなというふうに思います。

全員協議会については、今後やはり議会、あるいは行政とともに、その在り方については共通の認識の下に開催をされていくべきではないかなというふうに私は強く望むところであります。

今回の一般質問の重要なところはほかにありますので、質問を進めてまいりたいというふうに思いますが、先ほども7月の臨時議会での新ビジネスチャレンジ補助事業の観光商工課長の答弁について触れましたが、今後交付要綱については適時改正をされ、議会に説明しないことでの運用をされるつもりなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 要綱全体のことといいますよりは、この新ビジネスチャレンジ事業についてのお話としてお答えさせていただきます。

予算上程に伴う要綱の改正につきましては、要綱内容についても必要に応じて説明をしております。本事業においても、先ほど回答させていただいたとおり、予算案上程の中で説明をさせていただきました。

議長 淀川豊君。

10番 その説明された要綱が今後運用に当たり、適時改正をしながら事業運営をしていきたいということで答弁をされておりますが、今後その要綱の改正については、議会には何のお知らせというか、何の情報提供もないままに、もう改正をされて事業運用されるのか、その点について。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 要綱全体的なお話になるうかと思っておりますけれども、基本的に議会案件につきましては条例といったことになっています。規則以下要綱、要領につきましては、その運用方法ですので、その詳細について事前にお話をしながらということではないかとは思いますが、先ほども申したとおり、予算の状況が変わる、もしくはその積算内容などについても変更があるような場合など、その取扱いが予算に絡むことなど、議会に対して説明が必要なものについては、必要に応じてしっかり説明をさせていただきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 特段議案として上程をしていただきたいということではなくて、要綱を適時その運用に当たり、現状に合わせて変更、改正する必要がある場合には、簡略的に、例えば文書でもいいし、何かそういった紙面でも構いませんので、議会にその変わった部分についてのお知らせというか、情報提供をいただければありがたいなというふうに思って質問をさせていただいておりますが、その点はどうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 本案件につきましては、ちょっと私所管の中でお答えできるような状況ではございませんので、改めて内部で検討させていただきます。

議長 淀川豊君。

10番 こどもあまり中心ではないので、時間をかけたくないのですが、課の中で検討することであれば、それで結構ですので、私とし

ては情報提供いただければありがたいということの思いであります。

それでは、新ビジネスチャレンジ補助事業の現状について伺っていききたいというふうに思います。新ビジネスチャレンジ補助事業の全体的な状況とコロナ感染症対策の部分については、具体的な状況を伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 現在の状況でございます。8月31日の状況ですけれども、この時点におきまして申請の状況としましては、現在正規な形で申請を受けておりますものは、研究開発事業として5件、感染症対策事業として8件、相談中のものとして、現在申請には至っておりませんけれども、18件というような状況でございます。

改めまして、本制度に関しては審査会がありますので、審査に関してはできるだけ早い時期に開催したいというふうに考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 今研究については5件、感染症対策については8件で、今まだ申請は受けていないけれども、18件程度ということのご説明をいただきましたが、その後審査会を開催したいということですが、これはちなみに現時点でいつ頃審査会が開催をされて、その補助金はいつ頃交付されるというようなことで考えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ちょっと議会の絡みもありまして、私等を含め、審査員のメンバーが各課長等になりますので、さらに外部のメンバーもおりまして、そういった方々の調整が今ほぼ終わっている状況でございます。現在審査の中身についてもほぼほぼできておりますので、あとは開催だけを待っていると、開催ができるタイミングを選んでいくところでございます。

なお、補助金につきましては、これは実施後が基本となっておりますので、通常であれば終

了後、精算をもって支給をします。ただ、補助金ですので、概算でお支払いすることも中身においてはできるということになります。

議長 淀川豊君。

10番 それでは、これからまた18件の正式な申請があるということだと思いますが、この申請が、おおむね200万円が上限であります、200万円というところもそんなにないのかなと個人的には思っているのですが、申請の金額から審査会で減らされるということもあるということですか、その点についてお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 減らされるといいますでしょうか、そもそも補助金の要綱、新ビジネスチャレンジ事業補助要綱につきましては、補助交付規則に足りない部分、要綱に足りない部分として新ビジネスチャレンジ用につくっている要綱でございますので、一般的な補助金と一緒にございます。事業計画があって、それに対する収支予算案があると。その予算には、裏づけとして一つ一つ見積りがつきますので、それを我々のほうで、これは少なくすとか、上げるということでは基本的にはありません。

ただ、お話しの中でその事業計画にそれが必要かどうかというお話をしながら、相談の中で詰めさせていただいて、適正に申請できるという段階まで相談させていただいて、その上で適正な申請を受けるといった形でございます。

議長 淀川豊君。

10番 それでは、特に申請の金額がカットされるということではないということでご答弁をいただきましたが、5件、8件、18件ということで、申請件数が多くなった場合に、総予算は決まっておりますから、申請自体が通らないということもあるということの認識でよろしいですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、この補助要綱にのっとって適正な申請であることがまず最低でも申請をい

ただけることとなります。その後、審査会がありますので、審査会においては限られた予算の中で適正に実施、効果的に実施できる事業について採点がございますから、上位のものから選択をさせていただくということになるかと思えます。

議長 淀川豊君。

10番 分かりました。

それでは、新ビジネスチャレンジ補助金の中で、コロナ感染症対策についても補助金が交付をされるということになっておりますが、コロナ禍の中、地域の事業所には広くこのことが周知されていると考えているのか、担当課長としてはどのようにお考えですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 この事業に関しましては、6月定例会において、まずは予算を可決いただいております。本6月定例会において可決いただいたこの新ビジネスチャレンジ事業につきましては、既に広報の7月号において経済対策特集として掲載しております。また、広報8月号では感染症予防対策について、新たに上限額を引き上げて実施することを特集でお知らせしております。さらに、ホームページでも御覧いただくことができるようにしておりますし、必要な様式もダウンロードができるということにしております。申請対象となる事業者の多くが加入している西和賀商工会におきましても、経済対策については実施内容の説明を行っておりますことから、会員向けに告知していただけるものと思っております。先ほども申したとおり、8月31日時点において申請件数13件、相談中のものが18件といったことございますので、周知はできているものというふうに考えておるところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 今後、これは申請については一回審査会をやるので、日にちを区切って一回締め切って審査会を開くということの考え方ですか、その

点について。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 議員おっしゃるとおり、この新型コロナウイルス感染症の予防対策にも関係のある事業でございますので、できるだけ期間を置かず実施したいわけでございますが、どうしても1回目に関しては、その審査要領ですとか、審査方法などについてしっかり詰めさせていただいてからやりたいというふうに考えておるところでございます。まずある程度たまってから実施したいというふうには考えております。できれば議会終了後直ちに実施して、まず第一番目の認定者といましようか、現在受けているものの認定者の中については認定をさせていただきたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 今後いろいろコロナ感染予防対策をしていきたいということで、その申請件数が増えていった場合には、今後補正予算等で予算の増額も含めて考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほど来申しておるとおり、審査がまだ終わっていない状況でございますので、現段階では予算の範囲内で行ってまいりたいとまずは考えております。本事業における新型コロナウイルス感染対策につきましては、適切かつ効果的に進めてまいりたいと考えておるところです。

議長 淀川豊君。

10番 岩手県におけるコロナ感染症の状況は、劇的に変化をしたということであります。全国の中で感染者がゼロという状況から、現状では20人以上の罹患者が出ているということであります。コロナ感染症の状況は、フェーズが明らかに変わったというふうな認識をしてよい状況であるというふうに私は思っております。今後は、県内どこでコロナ感染者が発見をされてもおかしくない状況であるというふうに感じますが、その点についてはどのように捉えられてい

るのかお伺いをしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、コロナ感染者の関係で、どこにいてもおかしくないというか、発見されてもおかしくない状況という点について、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、7月29日に盛岡市と宮古市のほうで県内のほうでは感染者が発生されてから、23例目の感染者が発生されている状況にあります。新型コロナウイルス感染症は、全国的にも広がりを見せて、県内のどこで感染者が発生してもおかしくない状況であると考えております。

9月1日に町長が町民の皆様へのメッセージでも発信しておりますが、新しい生活様式を取り入れるなど、日頃から感染症対策の徹底を引き続きお願いをしながら、体調の変化に早めに気づいていただき、体調の悪い場合には相談や受診をお薦めしたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、誰しものが感染し得る病気でありますので、感染症の患者やその関係者に対する偏見、誹謗中傷などを慎んでいただき、皆様の冷静な判断をお願いいたしますと考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 これまで地域内でコロナ感染者が発見されなかった、罹患者が出なかったということは、行政はもちろんのこと、地域住民、あるいは事業者が愚直に感染予防に取り組んできた、そういった結果であると私は認識をしております。

県内でも高齢化率が高い地域であります。高齢者への感染は重症化をするというこれまでの全国的なデータもあるように、高齢者施設等では特にも感染予防は徹底して対策を自主的に講じてきたわけでありまして。各事業所においても、感染予防対策は自主的に行ってまいりました。その結果、町内で高齢者施設等でのクラスターの発生や、罹患者は出ていないというのが現状における認識であるというふうに私は考えてお

りますが、その点についてはどのようにお考えですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 淀川議員さんがおっしゃるとおり、町内の事業所の皆さんの自主的な感染予防対策が私たちも功を奏しているのだなと思っております。まず、事業所なども含め、全ての町民の皆さんが感染症に対し危機意識を持ち、それぞれ実践されてきたことが現在まで町内で発生していない結果であると考えております。

あと、高齢者施設についても、議員さんがおっしゃるとおり、感染症対策の取組を自主的に行ってきていただいております。感染症の拡大の状況に応じて感染症の対策について徹底して進めてきていただいております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 新ビジネスチャレンジ補助金事業において、これからのコロナ感染症予防対策にその経費を補助すると。つまりどちらかというところ、これまでコロナ感染症予防対策が手薄だったと、そういう事業者には、今後上限200万円、100%補助をするという考え方のようにありますが、これまで自主的にコロナ感染症対策を講じて努力してきた事業所との公平性は担保されるのか。経済的に苦しい中、愚直に自主努力をしてきた事業者が報われないような、そういう補助金制度でよいのか、その点について合理的な答弁を求めます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 この新ビジネスチャレンジ事業につきましても、地域の新産業の創造、産業技術の発展及び雇用の創出を促進する、町の産業の活性化を図るために行う事業でございますが、現在の状況を鑑み、今後の事業継続が図られるよう、感染症対策事業にも利用できるようなものがございます。今後の新しい生活様式に取り組む事業者に対し、支援するものとなりますことをまずはご理解いただきたいというふう

に考えております。

なお、先ほど来申し上げているとおり、本事業につきましても、審査会にて審査を行うことを前提にしている事業でございます。感染症予防対策は、本事業のみで完結するものではなく、国や県または各業界団体が実施しているガイドラインに沿った様々な助成制度などを選択し、または併せて活用していただきたいと考えております。

町では、国や県の事業のみでは不足していると思われるところにつきまして、本町独自の外部団体などにご意見をいただきながら施策を進めてまいりたいと考えております。国や町の持続化給付金なども含め、様々な助成、交付金を活用し、感染症対策に取り組んでいただきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 もちろん国あるいは県のそういう助成金も含めて、感染予防対策を民間事業者の方々には実施するということだと思っておりますが、そもそも今の課長の説明でいくと、コロナ禍におけるコロナ感染症予防対策は、新ビジネスチャレンジ事業の中で行われるべきではなかったということだと私は個人的に思っております。今新ビジネスチャレンジ補助事業の中で、その項目にコロナウイルス感染予防対策経費補助が入っているために、今のような答弁になると思っておりますので、むしろやはり単独でそういったことをやっていただければなというふうに思っております。今となつては、そういうような状況で実施をされるということでもありますので、本来の意味合いでいけば新ビジネスの中でやるような、そういう簡単な分野ではないのではないかなと私は感じております。

実際コロナが流行されたときは、マスクも、消毒液ですら生産が追いつかないと、流通されないという状況の中で、必死にそういった商品を探しながら、今の4倍、5倍の値段のものを購入するしかないという形で、自主努力をして

きたということだと思います。そういった愚直に、真面目に感染予防対策をしてきた、そういう地域の事業者が何も報われないということは、やはり公平性というか、不公平ではないかなというふうに思います。

今回の国からのコロナ関連についての交付金についても、これは全て国民の借金で、その中で地方に交付されたものであります。そういった交付金を使った事業の中で、そういう不公平感が出るような状況ではどうかなと、いかなものかなというふうに感じております。全く公平にやれということで、現実にはそう簡単にはいかないということも理解をしているわけですが、あるいは今後ある時期を区切って、例えば4月から遡って今までその経費に対する補助を200万円、100%というレベルでなくても、例えば20万円、30万円、金額はどの辺が妥当なのか分かりませんが、そういった形でも、幾ばくかでも、まずそういった努力に対して国からいただいた交付金の中で手当てをしていくという、そういう考え方は必要ではないかなというふうに思いますが、町長はどうですか。

議長 細井町長。

町長 新ビジネスチャレンジ事業については、それなりの思いがあつて、今議員さんがおっしゃられるとおり、新しい事業を立ち上げるということですから、これは相当簡単なちょっとした経費ではできないかもしれません。しかし、ちょっとした経費でも工夫することによって、部分的にそれを整理することができると、そういうものを推そうということで、この条例はできたものだというふうに思っています。

これが今回のコロナのことについても、これから新生活様式に即応した事業所、あるいは環境変化に対応していくということですから、それが新ビジネスの事業の本来の目的に合致しているのであれば、それは該当させてよろしいかと思っております。その内容は200万円が適当なのか、20万円の一桁多い数を採用するのか、どっちが

いいかということにも私は言及しておりませんが、内容も、内容を審査していただいて、積極的に民間の皆さんから手を挙げていただくことは大いに結構なことだと思っています。

議長 淀川豊君。

10番 ぜひある時期に遡ってもいいですので、例えば10万円、20万円でも、そういった努力に対して、やはり何らかの報いが得られるような、そういう考え方でいってほしいなというふうに思います。

このコロナ禍の状況の中で、やはり新ビジネスというような、そういう状況ではないのかなと私は個人的に思っています。もちろん新ビジネスは重要であります、今の状況において、新ビジネスよりは、コロナ感染予防対策、これがやっぱりメインでいかなければならないということで、新ビジネスチャレンジ事業の中で言うと、少し逆転をしている、中心が逆転しているのかなと私は個人的に思っています。

それでは、西和賀地域における、特に旅館あるいは飲食店、事業所等のコロナ感染予防対策についてはどのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、先ほど新ビジネスチャレンジ事業については、こういったものではなくてというお話もちょっとありましたので、それについても含めてお話をさせていただきます。

この新ビジネスチャレンジ事業におきましては、6月定例会において説明をさせていただいてはありましたが、このような状況下においても業態転換なども含めてやられるような事業者さん、例えば外食産業であれば、待ち受けるような形ではなくて、コロナ禍であっても配達のビジネスを新しく手がけるとか、そういったものも含めて業態転換をされる場合ということを想定して、300万円という事業を起こしたわけでございます。

その当時を思い起こせば、先ほど議員さんも

おっしゃったとおり、10万円、20万円でもいいからというお話もございました。当時の感染症対策に係る大きな流れというものは、マスクであるとか、手指消毒薬や体温測定が主な対策であったというふうに考えております。また、ビニールやアクリル板による飛沫防止を行うことで予防しようとするものでございます。現在においては、3密を回避するために、各メーカーから高性能換気設備が出ておったり、またもしくは低濃度オゾンによるウイルス対策が行われるようなエアコンであるとか、空気清浄機が販売されておりますが、これは非常に高価な状況でございます。そういった事業者単独ではなかなか設備導入としては難しいという判断を行いまして、7月の臨時議会において予算額を増額するとともに、感染症対策事業を活用できるようにしたというふうに考えております。

先ほどもちょっと述べましたけれども、国や県が行っている事業に対して不足している部分を町ではやっていきたいというふうな思いの中で、10万円、20万円といったものは、実は県のほうから4月に遡及してできるような事業がございまして。そういったものを使いながら、新たなチャレンジとしてさらに感染症予防をやっていただくために、新ビジネスチャレンジ事業を使っただけであればというふうに考えております。

今の10万円というお話は、所管の中でのお話ですから、商工業界になりますけれども、県の中では医療や保健、福祉関係、高齢者施設も含めてできるような事業もございまして。そういった部分で、足りない部分を町が補っていくというのがまず基本的な考えとしております。

さらに、もう一つのご質問についてです。旅館や飲食店においては、不特定多数の方を対象としたサービス産業であるといったことから、こういった旅館や飲食店につきましては、早くから取組といったもののガイドラインが示されておりました、多くの事業者において取組がな

されているといったことをございます。特にも国のGo To トラベルが7月から実施されておりますので、その対策を講じない場合には対象の施設に認定されないということにもなっております。対策に反する行為などがある場合には、外部通報窓口を設置しており、通報があった場合には対策について調査を受け、認定取消しの措置もあるというふうに伺っております。

岩手県においても、感染症対策を実施した事業者に対して、感染症対策実行宣言を表示するステッカーといったものが8月の下旬にできております。順次宣言をしていただけるように期待しておりますし、町内でも既に掲げている事業者さんもございます。

今後実施予定である町単独による宿泊割引事業では、感染症対策を行うことを条件に対象事業者を認定しようと考えておりますので、各事業者の皆さんには継続して対策を講じていただきたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 新ビジネスチャレンジについては、議会も議案上程の中で前の議会でご説明をいただいて、可決をされている事業でありますので、今回コロナ禍の議会ということで、スピーディーに一般質問をしたいということでもありますので、ご答弁のほうは少し簡潔に、質問に簡潔にお答えをいただければなというふうに思いますし、課長がお話しされたことは、その前に町長からもご答弁をいただいておりますので、その点のご理解をいただければなというふうに思います。

現状を踏まえて、今後行政としてはどのような手だてが必要だというふうに考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 大変申し訳ありません。長くなってしまいました。

ただいまの今後の手だてについてということをございます。引き続き業種ごとガイドラインに沿った感染症予防対策を継続していただきました

いと存じております。町の観光協会では、例年実施している会員向けの研修会を今年度は感染症予防対策をテーマとして実施する予定としております。町では、引き続き状況の把握に努めながら対策について検討を行ってまいります。

議長 淀川豊君。

10番 これまで2回の国の補正予算ということで、交付金をいただいてコロナ感染症の事業を講じてきましたが、その効果を現状でどのように感じているのか、分析しているのかお伺いしたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 町では、5月の臨時議会、6月定例会、7月臨時議会と、対策について議会のご承認をいただきながら様々な対策を行ってまいりました。ご承知のとおり、本町においては感染者が今のところ発生はしておりません。引き続き町民お一人お一人が危機感を持ち、感染症予防対策を継続していただきたいと考えております。

また、経済対策については、取組を進めている段階でございますので、その効果を分析できる状況では今のところはないというふうに考えております。各事業者におきましては、運転資金の借り上げや休業補償などを進めていただき、その後減収状況により給付金を支給させていただいております。新型コロナウイルス感染症予防対策を図りつつ、応援券やプレミアム商品券にて町内経済流通を促す取組を行っております。今後は、町外からの誘客活動を進めることで事業者の支援を図ってまいりたいと考えております。

本感染症の終息にはまだまだ時間がかかるものと思いますが、一方で特に観光産業においては町外からの誘客が図られない限り安定した経営ができないというふうに考えております。まさしく感染症予防対策と並行して事業継続が図られなければならないものだと考えておるところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 コロナ感染症を取り巻くフェーズが変わったということは先ほどもお話をしましたが、現在その影響によって事業の業績が悪化している地域経済には、やはり経済対策も大変重要であるということを私も十分理解をしておりますし、行政が補正予算等によりその経済対策を厚く実施しているということも理解をしております。大変ありがたいことだなというふうにも思っております。

しかし、今後特効薬が開発され、市販されるまで続くと思われるコロナ禍の中では、コロナ感染症予防対策がやはり今課長もお話しになりましたが、一丁目一番地であるというふうに私は思っております。感染症予防対策が徹底をされなければ、観光客を呼ぶことも難しくなるのかなど。難しくなるということは、やはり観光業に携わっている住民の皆様方は商売ができなくなっていくということにつながっていくのだなというふうに思います。

ある町外の方に、西和賀町の飲食店に行ったけれども、コロナ感染予防対策はほぼしていないような状況であった、地域としてあの程度の感染予防対策でいいのかということをおっしゃっております。これが現実というか、今の現実ではないかなと私は思っておりますし、ほかの地域ではもっと徹底をしてその予防対策をやっているということだというふうに思います。

これまでの補正予算で予算措置をした経済対策を効果的にするためにも、もう少し徹底したコロナ感染予防対策をしていかなければならないし、行政もそこに支援をしていかなければならないのではないかなというふうに私は感じております。国からのコロナ関係の交付金も事業化をされ、今回も補正予算がありますが、ほぼ予算化されたということだと思います。今後国からの交付金がなくとも、必要に応じて行政としてコロナ感染予防対策については予算措置をしていく、そういう覚悟はあるのか、関連の質

問となりますが、町長に伺いたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 今後のコロナについては、予想はなかなか難しいのですけれども、議員さんがご指摘のように、特効薬が出てこなければ根本的な解決できないということで、それが出てくるまではいろいろな方面に考えを実践して、補助の対策の実践をしていかなければならないのだろうというふうに思います。

それと、今後コロナによって失業者がもしかしたら出てくる、生活に困ったというようなことがもし顕在化して大きくなってくるとなれば、今までにない手だてを考える必要というのは、そういうケースも出てくるだろうというふうに思います。改めて言わなければならないことは、やはり生活していく上で非常にダメージとなっている部分については、しっかりと支えていかなければならないということだというふうに思っております。

議長 淀川豊君。

10番 ぜひ必要に応じて、今後も予算措置、補正予算等で対応していただいて、何とか地域でこの難局を乗り越えていくということを期待したいというふうに思います。

コロナ禍における問題は、経済問題だけではありません。全国でのコロナ罹患者に対する誹謗中傷が社会問題となりつつあります。そういった事例が多数報道されておりますが、これまでの質問と視点を変えながら、少し質問していきたいというふうに思います。

コロナ禍における誹謗中傷、差別が学校でのいじめにつながっているようなケースが全国で発生しております。今後西和賀においても感染拡大していくという想定は覚悟しなければならないような状況となっている中、小中学校におけるコロナ感染症を起因としたいじめ対策も考えていかなければならないというふうに感じますが、その点についてはどのようにお考えか、

また今後対策を講じていくつもりなのか、現在何かやっているのかということも含めてお聞きしたいというふうに思います。

議長 柿崎教育長。

教育長 それでは、小中学校における新型コロナウイルス感染症に起因したいじめ対策についてお答えさせていただきますと思います。

先ほどからいろいろありますけれども、新型コロナウイルス感染症については、拡大防止や撲滅など様々な手だてを講じているわけですが、現状としてはそのことがゼロにはならないと、感染のリスクがゼロになるということはないという状況だと認識しています。

このように予防対策をしても、誰もが感染する可能性があることを考えると、差別、偏見、誹謗中傷などは絶対に行ってはいけないと、冷静に考えればそのとおりだと思いますし、ましてや感染者に対しては身体面とか、それから心の面でのケアを行う必要があると認識しているところです。

しかし、議員さんが今おっしゃってくれたように、日本国内の職場ですとか、それから地域、また学校でも感染者に対する心ない発言によって傷つき、結果としていじめにつながっているという現状があります。よって、町内では感染者が確認されていない今だからこそ、各学校でいじめ防止や、その対策を十分行い、決して被害者や加害者にならないようにしなければならないというふうに考えています。

そこでですが、先月の校長会議でコロナ感染に起因したいじめに発生の防止について検討しました。児童生徒の発達段階において、次の3つの指導をすることを確認したところです。1つは、新型コロナウイルス感染症についての正しい知識、理解をしていこうということが1つです。それから、2つ目は、このウイルスの感染力からすると、繰り返しになりますが、誰もが感染する可能性があるということをしっかりと認識してもらおうと。3つ目は、よく言われる

感染者に対する思いやりの気持ちと言われますが、では具体的に思いやりの気持ちというのは行動に表したらどういうふうになるのだという、そういうことを話し合う場をそれぞれの発達段階において場を設定して、そしてイメージを膨らませてほしいというようなことで、3点について各学校で取り組んでもらうということにしました。この取組を通して、児童生徒相互の思いやりを育み、いじめはしない、させない、許さないという機会にしたいと思います。

また、これは子供たちだけではなくて、やはり保護者や地域の方々にも協力していただく必要があると思い、学校が発行する広報とか、それから文科大臣がメッセージを出しております。そのことを兼ねて、学校のほうからも感染防止対策のご協力と感染者に対する差別、偏見を許さないことに対するご理解、ご協力も併せてお願いしているというところです。

これからもコロナ感染に関わっては、いじめ対策に対応しながら指導していかなければいけないと思っておりますので、皆さんのご協力をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。今後罹患者が出た場合に備えて、小中学校でも今から備えていくということのお考えのようであります。まずは、意識改革であったり、啓蒙については子供たちから行っていただいて、その中で家庭に帰って子供たちが自分たちの家庭の中で、お父さん、お母さんと話ししながら広げていくような、そういうようなケースもいいのではないかなというふうに思います。ぜひ何とか対応を、非常に大変なことであるとは思いますが、今から備えていただければいいなというふうに思います。

今後西和賀においてコロナ罹患者が出ても、個人に対する誹謗中傷が起こらないような、そういうような意識改革であったり、啓蒙活動も

必要ではないかなというふうに思います。インフルエンザ、あるいは風邪ではそれほど誹謗中傷されることはないというふうに思います。いずれ新型コロナ感染症も特効薬が開発されれば、インフルエンザや、あるいは風邪と同等の感染症となるのだというふうに感じます。西和賀では、罹患者に対する誹謗中傷が起きない、そんな地域であってほしいということを願って、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長　以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

なお、明日の一般質問は2人を予定していますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後　4時40分　散　　会